

職員の給与に関する報告及び勧告

平成29年10月

川崎市人事委員会



29川人委調第291号
平成29年10月2日

川崎市議会議長 松原成文様
川崎市市長 福田紀彦様

川崎市人事委員会
委員長 秦野純一

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告

1	職員の給与等の実態	1
2	民間の給与等の実態	1
3	民間給与との比較	4
4	物価及び生計費	4
5	人事院勧告の概要	5
6	本年の給与の改定	8
	(1) 月例給	8
	(2) 期末・勤勉手当	9
	(3) その他手当	10
7	人事管理に関する報告及び意見	12
	(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革	12
	(2) 人材の確保・育成	16
	(3) 会計年度任用職員制度の導入等について	18
	(4) 市民からの信頼確保	18
8	おわりに	19

別紙第2	勸 告	21
------	-----	----

参 考 資 料	45
---------	----

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,641人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は403,972円（給料330,456円、扶養手当7,607円、地域手当55,103円、その他10,806円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（5,967人、平均年齢41.3歳）の平均給与月額は403,022円（給料326,914円、扶養手当7,788円、地域手当55,115円、その他13,205円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,845人、平均年齢41.7歳）の平均給与月額は407,207円（給料330,127円、扶養手当7,951円、地域手当55,688円、その他13,441円）となっている。

【参考資料第1表～第9表（45～105ページ）参照】

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事

業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の519事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された119事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第20表（108～122ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で206,636円、短大卒で182,777円、高校卒で168,787円となっている。

【参考資料第11表（109ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（110～119ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で40.7%、高校卒で9.2%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給が増額となっている事業所の割合は、大学卒で37.3%、高校卒で46.5%となっている。

【参考資料第13表（120ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は83.0%であり、その平均支給月額は配偶者14,383円、配偶者と子1人の場合21,011円、配偶者と子2人の場合

26,999円となっている。

【参考資料第14表（120ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は75.5%であり、そのうち借家・借間居住者に対して支給する事業所の割合は93.1%となっている。

【参考資料第15表（121ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.39月分相当となっている。

【参考資料第16表（121ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は40.2%、ベースアップを中止した事業所の割合は17.7%となっている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は99.0%となっている。

【参考資料第17表・第18表（121～122ページ）参照】

(8) 昇給制度の状況

一般の従業員について、昇給制度を設けている事業所の割合は99.2%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所の割合は87.1%となっている。

【参考資料第19表（122ページ）参照】

(9) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、部長級で60.5%、課長級で58.0%、一般の従業員で48.3%となっている。

【参考資料第20表（122ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
407, 594	407, 207	387 (0.10%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国、本市ともに0.4%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で124,480円、2人世帯で187,900円、3人世帯で210,170円、4人世帯で232,470円となっている。

【参考資料第21表・第22表(123~125ページ)参照】

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。

その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

II 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を387円(0.10%)下回っていることが判明した。当該較差の解消等を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、引上げ改定を行うこととする。改定に当たっては、給料月額の上昇により較差を解消することとするため、平均改定率を0.10%として引き上げる。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、初任給を700円引き上げることとし、若年層についても同程度の引上げを行い、その他については、それぞれ200円を基本に引き上げることとする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

ウ 再任用職員の給料月額

再任用職員については、平成13年の再任用制度の導入以降、給料月額の改定を行ってきたところであるが、現在、行政職給料表(1)の再任用職員の

係長級、課長補佐及び課長級の給料月額は、再任用職員以外の職員（以下、「現役職員」という。）の給料月額を大きく下回っている。具体的には、係長級の給料月額（236,100円）は、現役職員の初号給の給料月額（255,600円）を19,500円下回り、課長補佐では34,300円、課長級では45,600円下回っている。

再任用職員の職務・職責は、現役職員のものと同等であることから、係長級、課長補佐及び課長級の給料月額について、その職務の困難性や職責の重大さに見合った水準とする見直しを行う必要がある。

見直しに当たっては、国の再任用職員の俸給月額が、現役職員の初号俸に近い下位号俸の俸給月額と同程度に設定されていること、民間企業における再雇用者が定年前の給与水準より低い水準で雇用されていること等を考慮して、再任用職員の係長級、課長補佐及び課長級の給料月額を、現役職員のそれぞれの職務の級の初号給の給料月額と同額まで引き上げることとする。

また、行政職給料表(1)以外の給料表の再任用職員の給料月額についても、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、現役職員の同一の職務の級の初号給の給料月額を下回っているものについては、初号給の給料月額と同額まで引き上げることとする。

エ 初任給調整手当

初任給調整手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.30月分）が、民間事業所の特別給の支給割合（4.39月分）を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、

4. 40月分とする。

併せて、再任用職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(3) その他手当

ア 扶養手当

昨年、人事院は、社会全体として共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生じる中、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げること等を内容とする報告及び勧告を行い、本年4月から段階的に実施されている。また、他都市においても、国と同様の見直しを行う都市が増えているところである。

本市において、全職員に占める配偶者を扶養親族とする職員の割合は、平成元年には41.3%であったが、平成21年に29.5%と30%を割り込み、それ以降は一貫して低下傾向が続き、本年は18.6%となっている。

また、市内民間事業所においても、配偶者に係る家族手当について、見直し予定があるとする事業所が7.3%（昨年2.7%）あるほか、税制や社会保障制度の見直しの動向等によっては、見直すことを検討するとする事業所も20.4%（昨年4.7%）あった。

このような配偶者に係る手当をめぐる状況の変化を踏まえ、また、子に要する経費の実情や、本市においても今後介護に関わる職員が増加することが見込まれること等の状況にも配慮し、配偶者に係る手当額を引き下げ、これにより生ずる原資を用いて、子及び父母等に係る手当額を引き上げる。

具体的には、配偶者及び父母等に係る手当額は7,000円とし、子に係る手当額は10,000円とするほか、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を11,800円とする取扱いを廃止する。

なお、手当額の変更に当たっては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、国及び他都市との均衡を考慮した経過措置を講ずるものとする。

イ 住居手当

本委員会は、昨年の勧告時の報告において、住居手当制度の見直しが必要な時期に来ている旨言及し、その後検討を進めてきた。

本市の住居手当制度は、借家・借間居住者に対して一律16,500円を支給するものであるが、その手当額は、国、他都市及び市内民間事業所と比べて低い水準にあり、また、近隣の都市においては、職員の年齢によって支給額に差を設けたり、支給制限を設けたりしている例があることなどから、見直しの必要性について言及したものである。

本市において、全職員に占める住居手当を受給している職員の割合は、22.3%となっている。世代別に見ると、20歳代の若年層の職員は40%を上回っているが、40歳代と50歳代の職員は20%を下回っており、世代によって住居手当を受給している職員の割合が大きく異なっている状況である。

このような住居手当をめぐる国、他都市及び市内民間事業所の状況、世代間で住居手当の受給状況が異なるという本市の実情、給与に占める家賃等の支出割合が比較的高いという若年層の状況等を踏まえ、住居手当の世代間の配分を見直すこととする。

具体的には、30歳以下の職員に対する手当額を25,200円とし、31歳以上40歳以下の職員に対する手当額を16,500円に据え置き、41歳以上の職員に対する手当額を10,000円とする。

なお、手当額の変更に当たっては、41歳以上の職員の受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、必要な経過措置を講ずるものとする。

7 人事管理に関する報告及び意見

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

任命権者は本年3月に「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」（以下「改革推進プログラム」という。）を策定し、長時間勤務の是正、業務改革・改善等の「職員の働く環境の整備と意識改革」と、女性活躍推進・次世代育成支援等の「多様な働き方の推進」の取組を全庁的に推進し、市民サービスの向上につなげていくこととしている。これらの取組は、本委員会がこれまで言及してきた諸課題に対応するものであり、勤務環境の向上へとつながることが求められる。

ア 時間外勤務の縮減

本市における平成28年度の時間外勤務の状況をみると、職員1人当たりの時間外勤務時間数は前年度と比べて減少したものの、依然として高水準にある。

「改革推進プログラム」により、長時間勤務是正のため、水曜日の完全定時退庁、所属ごとのノー残業デー、午後8時以降の時間外勤務の原則禁止など、全庁的な取組が行われることは、管理監督者を含めた職員の意識改革の効果が期待される一方、職場の状況によっては、いわゆるサービス残業や持ち帰り残業の発生も懸念され、常に留意が必要である。こうした観点からも、業務改革・改善の取組に、長時間勤務職場に対する庁内プロジェクトチームや外部の目による業務分析等のサポートが掲げられたことは、一歩踏み込んだ取組として、その実践を注目していきたい。併せて、任命権者においては、定型的・反復的業務の集約化を行う「総務事務センター」導入や庁内会議、事務決裁等の見直し等の検討を進めていくとしている。時間外勤務を根本的に減らしていくためには、業務量に見合った職員の適正配置はもとより、効率的な業務執行体制の構築、業務自体の減量化が不可欠であり、こうした検討の成果にも注目していく。

また、労働安全衛生の観点からは、管理職や教員を含めた全職員を対象に長時間勤務の是正が求められるところであり、メンタルヘルス対策に掲げる取組のほか、在庁時間も含めた勤務時間の適正管理をより徹底するなどの取組を進めていく必要がある。

最後に、全国的な動きをみると、時間外労働の上限規制等を含めた法改正の動きがあり、これを踏まえ人事院においても実効性ある措置を検討していることから、これらの動きの推移を注視していく。

イ 仕事と家庭生活の両立支援の推進

「改革推進プログラム」において、「女性活躍推進・次世代育成支援（ワーク・ライフ・バランス）」は主要な柱の一つとされている。多様な働き方を推進し、育児・介護等を行う職員のキャリア形成を阻害することがないように職場環境を整備することは、人事管理上の重要な課題である。

平成28年に任命権者が実施したアンケート調査において、多くの女性職員が仕事と家庭生活の両立やキャリアプランについての不安を抱えていることが判明した。本年4月から任命権者において試行的に実施されている「川崎市職員メンター制度」は、若手女性職員が、キャリア形成上の課題や職場での悩みについて、先輩女性職員と双方向の対話を行うことで問題解決を個別にサポートしようとするものであり、こうした取組により、女性職員が抱える不安等を解消することで、安心して意欲を持って働くことのできる職場風土を醸成する効果が期待できる。

また、「改革推進プログラム」における多様な働き方の推進に向けた取組として、総務企画局の職員を対象とした時差勤務が試行されている。時差勤務は職員個々の育児・介護等の事情に即した働き方の実現に資するものであり、職員のワーク・ライフ・バランスの向上のための取組として有効であると考えられるが、一方で、行政サービスの質の低下や、変則的な勤務時間によってかえって職員のワーク・ライフ・バランスを低下させる

事態を招くおそれもあるため、試行結果の検証等を十分に行った上で、本市の実情に即した制度を検討されたい。

昨年11月に行われた市長をはじめとした局長級以上の幹部職員による「川崎市イクボス宣言」において、ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくり、充実した生活を送ることができる働き方改革を実現することが宣言され、管理職を対象とするイクボスに関する研修や表彰など、ワーク・ライフ・バランスへの意識を強く持たせるための取組が行われている。任命権者においては、引き続き、同宣言の趣旨を踏まえ、職場環境の整備に向けた管理職の意識改革を推進されたい。

ウ メンタルヘルス対策

平成28年度の長期療養者に占める「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調者の割合及び全職員に占めるメンタルヘルス不調者の割合は、ともに前年度より増加している。今後ともメンタルヘルス対策を引き続き推進する必要がある、「改革推進プログラム」においても重要な課題として取り上げられているところである。

本市のメンタルヘルス対策は、平成26年4月に策定された「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、一次予防の取組が強化されてきたところである。本年度は新規採用職員及び異動者のケアが重視されており、例年実施している保健師等による面談を早期に実施し、特に新規採用職員については年度内に2回行うことを予定するなどメンタルヘルス不調の早期の発見を図っており、管理監督者向けの研修でも新規採用職員及び異動者へのケアを重視するよう周知がなされている。また、産業医による職場の巡視について、法令上義務付けられていない事業所への巡視をさらに拡大するなど、取組の強化が図られている。今後もこうした一次予防の取組を継続していく必要がある。

昨年度から労働安全衛生法で実施を義務付けられたストレスチェックは、

本市においては、義務化以前から既に実施されているところである。昨年度はストレスチェックの分析結果に基づき、複数の事業所において職場環境改善についてのワークショップが開催された。本年度は事業所数を拡大し、この取組の促進を図っている。また、ワークショップをより早期に実施することで、その効果をより明確に把握することができるよう取り組まれているところである。加えて、職場環境改善に向けての全庁的な報告会の実施、ワークショップを効果的に行うための職場環境改善ファシリテーター養成研修の実施を図るなどしており、ストレスチェック制度の有効活用が期待されるところである。

本年度は「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」の検証を行うものと位置付けられている。これまでの取組の効果を適正に把握するとともに、今後のメンタルヘルス対策の取組に向けての準備を進められたい。

エ 高齢期の雇用の在り方について

「改革推進プログラム」において、平成30年度から再任用職員の一部の職で係長級以上の配置を検討するとした。これにより、意欲と能力のある人材がこれまで培った経験・知識を積極的に活用できる環境が整備されるとともに、専門性のある職員の技能や知識のより一層充実した継承が期待される。本年度の定年退職者は、63歳に達するまで無年金期間が生じることとなるなど、再任用フルタイム職員の増加が見込まれる状況を踏まえると、退職予定者が退職後について自らの希望と能力に応じた働き方を選択する際の選択肢が広がることにつながるため、係長級以上の再任用職員の具体的な任用に向けて検討を進められたい。その際、任命権者においては、職場の状況や現役職員の役職者への昇任に与える影響など人事管理に十分配慮するとともに、退職予定者がやりがいのある働き方を適切に選択できるよう情報提供を行う必要がある。

また、本委員会では、これらの動向に合わせて係長級等の再任用職員の

給料月額を、職務・職責に応じた適正な水準になるよう引き上げる勧告をすることとした。

なお、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とされたことから、任命権者においては、引き続き国の動向等を注視し、高齢期の雇用の在り方について検討を進められたい。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

民間企業の採用意欲は継続して高い状況にあり、国、他の地方自治体等との採用活動の競合や今後の若年人口の減少も考えると、本市における職員採用をめぐる環境は依然として厳しい状況にある。このような中、多様化する市民ニーズや複雑・高度化する行政課題など、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応していくために、多様な有為の人材を確保することは引き続き重要な課題である。

今年度の職員採用試験においては、幅広い層から人材を確保すること及び人物重視の採用をすることを目的として、公務員試験対策の負担が少ない「総合筆記試験」の導入や「面談試験」の行政事務区分以外への拡大など試験制度の見直しを図ったところである。

また、受験者数が減少傾向にある技術系職種の人材確保を目的として、技術系職員として本市で働くことの魅力を広報するために駅前再開発地区等の現場を巡るバスツアーを実施するとともに、技術系職種PR動画をインターネット上に公開し、併せて、若年層が集まる渋谷スクランブル交差点や都内の地下鉄車両内の広報用ディスプレイにおいて放映したところである。

このような取組を行ったところ、今年度の職員（大学卒程度等）採用試

験の受験者数は前年度に比べ増加したところではあるが、今後も引き続き採用説明会、かわさきナビゲーター等の広報活動を中心に多くの機会を捉え、本市職員として働くことの魅力を効果的に発信するなど、本委員会は、積極的な人材確保対策を推進していく。

イ 人材の育成

本市では、昨年3月に策定された「川崎市人材育成基本方針」及び「人材育成アクションプラン」に基づき、階層別研修の体系の見直し、中堅職員に対する意欲・改善意識向上及び管理監督者の組織マネジメント力の強化を重点取組課題として、研修内容の見直しを行っている。効果的な人材の育成を計画的に推進するため、引き続き、本方針等に基づく取組を実施することが望まれる。

本年から、職員一人ひとりの状況に応じた人材育成を推進するため、「育成プランシート」及び「成長キャリアノート」が新たに導入された。本取組は、上司と部下との間で人材育成に係る情報の共有を深め、上司による指導・助言等に活用することにより、効果的な人材育成につなげていくことが期待できるものであるが、一方で、これらの取組に伴う職場全体の業務負担についても配慮しながら、運用方法について留意されたい。

また、「改革推進プログラム」における取組として、管理監督者の共通認識を高め、計画的なOJTとの連携及び人が育つ職場づくりを推進することを目的としたマネジメントマニュアルの策定が進められている。策定に当たっては、具体的な事例の紹介など管理監督者が個々の職場において活用しうるマニュアルとすることが重要である。

人材育成に関する取組は継続して実施されることで大きな効果を発揮するものであるため、任命権者においては、それぞれの取組について検証し改善を図りながら、「川崎市人材育成基本方針」が示す職員のあるべき姿の実現に向けた人材育成を継続的に推進されたい。

(3) 会計年度任用職員制度の導入等について

地方公務員の臨時的任用職員及び非常勤職員については、臨時的任用職員の任用の要件及び特別職非常勤職員の範囲を厳格化するとともに、一般職である会計年度任用職員制度を導入する地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が本年の通常国会において成立し、平成32年4月から施行されることとなった。

任命権者においては、法改正の趣旨を踏まえ、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用や勤務条件に関する制度の適正かつ円滑な実施の確保に向けて検討を進められたい。

(4) 市民からの信頼確保

行政に対する市民からの信頼を確保するためには、厳正な服務規律を確保し、高い公務員倫理を確立することが重要である。しかし、本年に入ってから公文書の管理に伴う虚偽報告が明らかになるなど、本市職員の不祥事が発生していることは遺憾である。

任命権者におかれては、これまでも不祥事防止の取組を行っているところであるが、引き続き、適正な公務運営に向けてコンプライアンスの徹底を図るとともに、管理監督者にあっては、職場において個々の職員と適切なコミュニケーションを取り、不祥事の発生しにくい風通しの良い職場環境づくりに努められたい。

職員一人ひとりに対しては、150万市民からの期待と信頼を受けていること、たった一人の職員の過ちによっても、市政全体に対する市民の信頼が著しく損なわれてしまうことを強く自覚し、規範意識を高く持って職務に精励することを期待する。

8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差の解消等を図るための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うとともに、扶養手当及び住居手当の見直しを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 扶養手当

扶養手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して改定を行うこと。

(2) 住居手当

住居手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して改定を行うこと。

(3) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

3 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、2(1)及び(2)については平成30年4月1日から、2(3)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

なお、2(1)及び(2)については、報告で述べた趣旨を考慮して、所要の経過措置を講ずること。

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100	409,900
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600	413,000
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200	416,100
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900	419,300
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600	422,300
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300	425,400
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000	428,500
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700	431,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200	434,700
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000	437,800
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800	440,900
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500	444,100
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300	447,200
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900	450,400
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600	453,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300	456,800
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	219,300	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	220,500	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	221,700	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	222,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	223,700	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	224,800	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	225,900	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	226,800	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	227,800	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	228,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	229,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	230,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	231,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	232,400	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	233,400	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	234,200	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	235,000	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	235,800	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	236,600	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	237,200	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	237,800	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	238,200	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	238,800	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任用職員以外の職員	73	239,400	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	239,900	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	240,400	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	240,900	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	241,100	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82	300,200	356,100	382,200	420,000	450,800			
83	301,700	356,700	382,700	420,500	451,300				
84	303,400	357,300	383,200	421,000	451,800				
85	305,000	357,700	383,800	421,500	452,400				
86	306,300	358,200	384,300	422,000					
87	307,500	358,700	384,800	422,500					
88	308,800	359,200	385,300	423,000					
89	310,000	359,700	385,800	423,500					
90	311,100	360,200	386,300	424,000					
91	312,200	360,700	386,800	424,500					
92	313,300	361,200	387,300	425,000					
93	314,200	361,500	387,700	425,500					
94	315,000	361,900	388,200	426,000					
95	315,900	362,400	388,700	426,500					
96	316,800	362,900	389,200	427,000					
97	317,500	363,200	389,600	427,500					
98	318,100	363,600	390,000	428,000					
99	318,700	364,000	390,400	428,500					
100	319,400	364,400	390,800	429,000					
101	319,900	364,900	391,300	429,500					
102	320,500	365,300	391,700	430,000					
103	321,100	365,700	392,100	430,500					
104	321,800	366,100	392,500	431,000					

105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	235,700	323,700	381,900	433,000	487,200
	2	238,600	326,500	384,500	435,600	489,600
	3	241,500	329,300	387,100	438,200	492,000
	4	244,400	332,100	389,700	440,800	494,400
	5	247,200	335,000	392,400	443,500	496,700
	6	250,200	337,900	395,000	446,100	499,100
	7	253,200	340,800	397,600	448,700	501,500
	8	256,200	343,700	400,200	451,300	503,900
	9	259,300	346,600	402,800	453,800	506,100
	10	262,600	349,600	405,400	456,200	508,400
	11	265,900	352,600	408,000	458,600	510,700
	12	269,200	355,600	410,600	461,000	513,000
	13	272,400	358,500	413,100	463,500	515,300
	14	275,200	361,300	415,700	465,900	517,600
	15	278,000	364,100	418,300	468,300	519,900
	16	280,800	366,900	420,900	470,700	522,200
	17	283,400	369,500	423,400	473,000	524,500
	18	286,000	372,100	426,000	475,400	526,700
	19	288,600	374,700	428,600	477,800	528,900
	20	291,200	377,300	431,200	480,200	531,100
	21	293,700	379,700	433,600	482,500	533,300
	22	296,300	382,000	436,000	484,800	535,500
	23	298,900	384,300	438,400	487,100	537,700
	24	301,500	386,600	440,800	489,400	539,900
	25	304,000	388,700	443,300	491,500	541,900
	26	306,500	390,800	445,700	493,700	544,000
	27	309,000	392,900	448,100	495,900	546,100
	28	311,500	395,000	450,500	498,100	548,200
	29	314,100	397,000	452,800	500,300	550,100
	30	316,600	399,000	454,800	502,200	551,800
	31	319,100	401,000	456,800	504,100	553,500
	32	321,600	403,000	458,800	506,000	555,200
	33	324,100	404,900	460,800	507,800	556,800
	34		406,900	462,600	509,500	558,400
	35		408,900	464,400	511,200	560,000
	36		410,900	466,200	512,900	561,600
	37		412,700	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
再任用職員以外の職員	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
	48			487,000	529,000	575,100

49			488,700	530,000	576,100
50			490,100	531,000	577,000
51			491,500	532,000	577,900
52			492,900	533,000	578,800
53			494,100	534,000	579,700
54			494,900	535,000	580,600
55			495,700	536,000	581,500
56			496,500	537,000	582,400
57			497,300	538,000	583,300
58			498,100	539,000	584,200
59			498,900	540,000	585,100
60			499,700	541,000	586,000
61			500,400	542,000	586,900
62			501,200	543,000	587,800
63			502,000	544,000	588,700
64			502,800	545,000	589,600
65			503,400	545,900	590,500
66			504,200	546,800	591,400
67			505,000	547,700	592,300
68			505,800	548,600	593,200
69			506,400	549,400	594,100
70			507,100	550,200	595,000
71			507,800	551,000	595,900
72			508,500	551,800	596,800
73			509,300	552,700	597,700
74			510,000	553,500	598,600
75			510,700	554,300	599,500
76			511,400	555,100	600,400
77			512,100	556,000	601,300
78			512,800		
79			513,500		
80			514,200		
81			514,900		
再任用職員	291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	136,500	150,900	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100
	2	137,500	152,700	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600
	3	138,600	154,500	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200
	4	139,700	156,400	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900
	5	140,600	158,100	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600
	6	141,800	160,000	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300
	7	143,000	161,900	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000
	8	144,300	163,800	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700
	9	145,400	165,600	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200
	10	146,700	167,500	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000
	11	148,100	169,400	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800
	12	149,400	171,300	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500
	13	150,900	173,100	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300
	14	152,700	175,000	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900
	15	154,500	176,900	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600
	16	156,400	178,800	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300
	17	158,100	180,600	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900
	18	160,000	182,500	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600
	19	161,900	184,400	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300
	20	163,800	186,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000
	21	165,600	188,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500
	22	167,500	190,000	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100
	23	169,400	191,900	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700
	24	171,300	193,800	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300
	25	173,100	195,600	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700
	26	175,000	197,500	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200
	27	176,900	199,400	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700
	28	178,800	201,300	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200
	29	180,600	203,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500
	30	182,500	205,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700
	31	184,400	206,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900
	32	186,300	208,800	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100
	33	188,100	210,600	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100
	34	190,000	212,500	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700
	35	191,900	214,400	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300
	36	193,800	216,300	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900
	37	195,600	218,100	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400
	38	197,500	220,000	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200
	39	199,400	221,900	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000
	40	201,300	223,900	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800
	41	203,100	225,600	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400
	42	205,000	227,500	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100
	43	206,900	229,300	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800
	44	208,800	231,300	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500
	45	210,600	233,100	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	212,500	234,900	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	214,400	236,800	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	216,300	238,600	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200

	49	218,100	240,600	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	220,000	242,500	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	221,900	244,500	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	223,900	246,500	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	225,600	248,400	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	227,500	250,300	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	229,300	252,100	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	231,300	253,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	233,100	256,000	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	234,900	257,900	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	236,800	259,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	238,600	261,600	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	240,600	263,300	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	242,500	265,100	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	244,500	266,900	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	246,500	268,700	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	248,400	270,500	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	250,300	272,300	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	252,100	274,100	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	253,900	275,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	256,000	277,700	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	257,900	279,500	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	259,700	281,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	261,600	283,100	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
再任用職員以外の職員	73	263,300	284,900	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	265,100	286,700	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	266,900	288,500	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	268,700	290,300	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	270,500	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400	
	86		306,300	358,200	384,300	422,000		
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			

	105		322,300	366,600	393,000	431,400		
	106		322,900	367,000	393,400			
	107		323,500	367,400	393,800			
	108		324,100	367,800	394,200			
	109		324,600	368,200	394,700			
	110		325,200	368,600	395,100			
	111		325,800	369,000	395,500			
	112		326,400	369,400	395,900			
	113		326,900	369,800	396,400			
	114		327,400	370,200	396,800			
	115		328,000	370,600	397,200			
	116		328,600	371,000	397,600			
	117		329,000	371,400	398,100			
	118			371,800	398,400			
	119			372,200	398,700			
	120			372,600	399,000			
	121			373,000	399,400			
	122			373,300	399,700			
	123			373,600	400,000			
	124			373,900	400,300			
	125			374,000	400,700			
	126			374,100	401,000			
	127			374,200	401,300			
	128			374,300	401,600			
	129			374,500	402,000			
	130			374,600	402,300			
	131			374,700	402,600			
	132			374,800	402,900			
	133			374,900	403,300			
	134			375,000	403,600			
	135			375,100	403,900			
	136			375,200	404,200			
	137			375,300	404,600			
	138			375,400				
	139			375,500				
	140			375,600				
	141			375,700				
	142			375,800				
	143			375,900				
	144			376,000				
	145			376,100				
	146			376,200				
	147			376,300				
	148			376,400				
	149			376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	200,400	255,900	292,800	349,600
	2	202,500	258,800	296,100	352,400
	3	204,600	261,700	299,400	355,200
	4	206,700	264,600	302,700	358,000
	5	208,800	267,400	306,000	360,400
	6	211,000	270,200	309,300	362,900
	7	213,200	273,000	312,600	365,400
	8	215,400	275,800	315,900	367,900
	9	217,400	278,400	319,300	370,500
	10	219,700	281,100	322,700	373,000
	11	222,000	283,800	326,100	375,500
	12	224,300	286,500	329,500	378,000
	13	226,400	288,900	332,700	380,500
	14	228,700	291,500	335,400	383,000
	15	231,000	294,100	338,100	385,500
	16	233,300	296,700	340,800	388,000
	17	235,600	299,400	343,500	390,300
	18	238,000	302,000	346,000	392,800
	19	240,400	304,600	348,500	395,300
	20	242,800	307,200	351,000	397,800
	21	245,300	309,800	353,500	400,100
	22	247,900	312,400	355,600	402,600
	23	250,500	315,000	357,700	405,100
	24	253,100	317,600	359,800	407,600
	25	255,700	320,200	362,000	409,900
	26	258,300	322,700	364,100	412,400
	27	260,900	325,200	366,200	414,900
	28	263,500	327,700	368,300	417,400
	29	266,000	330,000	370,400	419,700
	30	268,500	332,100	372,400	422,200
	31	271,000	334,200	374,400	424,700
	32	273,500	336,300	376,400	427,200
	33	275,900	338,400	378,300	429,500
	34	278,200	340,500	380,100	432,000
	35	280,500	342,600	381,900	434,500
	36	282,800	344,700	383,700	437,000
	37	285,100	346,800	385,300	439,200
	38	287,200	348,800	387,000	441,700
	39	289,300	350,800	388,700	444,200
	40	291,400	352,800	390,400	446,700
	41	293,200	354,700	392,000	448,900
	42	294,800	356,500	393,500	451,400
	43	296,400	358,300	395,100	453,900
	44	298,000	360,100	396,700	456,400
	45	299,700	361,700	398,100	458,600
	46	301,100	363,400	399,600	461,100
	47	302,500	365,100	401,100	463,600
	48	303,900	366,800	402,600	466,100

	49	305,300	368,400	404,100	468,300
	50	306,400	369,900	405,600	470,400
	51	307,500	371,500	407,100	472,500
	52	308,600	373,100	408,600	474,600
	53	309,700	374,400	409,800	476,600
	54	310,800	375,900	411,100	478,500
	55	311,900	377,400	412,400	480,400
	56	313,000	378,900	413,700	482,300
	57	313,800	380,400	415,000	484,000
	58	314,800	381,900	416,200	485,800
	59	315,800	383,400	417,400	487,600
	60	316,800	384,900	418,600	489,400
	61	317,800	386,100	419,800	491,000
	62	318,800	387,300	420,900	492,700
再任 用職 員以 外の 職員	63	319,800	388,600	422,000	494,400
	64	320,800	389,900	423,100	496,100
	65	321,800	391,300	424,000	497,900
	66	322,800	392,500	425,000	499,400
	67	323,800	393,700	426,000	500,900
	68	324,800	394,900	427,000	502,400
	69	325,800	396,100	427,800	504,000
	70	326,700	397,100	428,600	505,400
	71	327,700	398,100	429,400	506,800
	72	328,700	399,100	430,200	508,200
	73	329,500	400,200	431,000	509,400
	74	330,400	401,100	431,600	510,500
	75	331,300	402,000	432,200	511,600
	76	332,200	402,900	432,800	512,700
	77	333,000	403,700	433,500	513,700
	78	333,900	404,500	434,100	514,700
79	334,800	405,300	434,700	515,700	
80	335,700	406,100	435,300	516,700	
81	336,500	406,500	436,000	517,700	
82	337,400	407,100	436,600	518,500	
83	338,300	407,700	437,200	519,300	
84	339,200	408,300	437,800	520,100	
85	339,900	408,900	438,500	520,700	
86	340,800	409,500	439,100	521,500	
87	341,700	410,100	439,700	522,300	
88	342,600	410,700	440,300	523,100	
89	343,300	411,100	441,000	523,700	
90	344,000	411,600	441,600	524,500	
91	344,700	412,100	442,200	525,300	
92	345,400	412,600	442,800	526,100	
93	346,000	413,200	443,500	526,700	
94	346,700	413,700	444,100	527,500	
95	347,400	414,200	444,700	528,300	
96	348,100	414,700	445,300	529,100	
97	348,700	415,200	445,800	529,700	
98	349,400	415,700	446,400	530,400	
99	350,100	416,200	447,000	531,100	
100	350,800	416,700	447,600	531,800	
101	351,100	417,200	448,100	532,500	
102	351,700	417,700	448,700	533,200	
103	352,300	418,200	449,300	533,900	
104	352,900	418,700	449,900	534,600	

	105	353,500	419,200	450,400	535,300
	106	354,100	419,700	451,000	536,000
	107	354,700	420,200	451,600	536,700
	108	355,300	420,700	452,200	537,400
	109	355,700	421,200	452,700	538,100
	110	356,200	421,700		
	111	356,700	422,200		
	112	357,200	422,700		
	113	357,800	423,200		
	114	358,300			
	115	358,800			
	116	359,300			
	117	359,800			
	118	360,300			
	119	360,800			
	120	361,300			
	121	361,700			
	122	362,200			
	123	362,700			
	124	363,200			
	125	363,600			
	126	364,100			
	127	364,600			
	128	365,100			
	129	365,500			
再任用職員		270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,300	180,600	282,800	321,700	405,600
	2	148,600	182,500	285,700	324,000	407,600
	3	149,900	184,400	288,600	326,300	409,600
	4	151,200	186,300	291,400	328,600	411,600
	5	152,600	188,200	294,100	330,900	413,500
	6	154,100	190,100	297,000	333,200	415,500
	7	155,600	192,000	299,900	335,500	417,500
	8	157,100	193,900	302,700	337,800	419,500
	9	158,700	195,900	305,400	339,900	421,400
	10	160,300	197,900	308,300	342,000	423,400
	11	161,900	199,900	311,200	344,100	425,400
	12	163,500	201,900	314,100	346,200	427,400
	13	165,200	203,700	316,700	348,200	429,500
	14	167,100	205,800	319,000	350,300	431,400
	15	169,000	207,900	321,300	352,400	433,300
	16	170,900	210,000	323,600	354,500	435,200
	17	172,600	211,900	325,900	356,500	437,200
	18	174,500	214,600	328,100	358,600	439,100
	19	176,400	217,300	330,300	360,700	441,000
	20	178,300	220,000	332,500	362,800	442,900
	21	180,200	222,800	334,800	364,800	444,600
	22	182,100	225,500	336,900	366,900	446,400
	23	184,000	228,200	339,000	369,000	448,200
	24	185,900	230,900	341,100	371,100	450,000
	25	187,800	233,700	343,100	373,000	451,800
	26	189,700	236,400	345,200	375,000	453,500
	27	191,600	239,100	347,300	377,000	455,200
	28	193,500	241,800	349,400	379,000	456,900
	29	195,400	244,600	351,200	381,000	458,500
	30	197,300	247,300	353,200	383,000	460,000
	31	199,200	250,000	355,200	385,000	461,500
	32	201,100	252,700	357,200	387,000	463,000
	33	203,000	255,500	359,100	388,800	464,400
	34	204,900	258,200	361,100	390,800	465,600
	35	206,800	260,900	363,100	392,800	466,800
	36	208,700	263,600	365,100	394,800	468,000
	37	210,600	266,400	367,000	396,600	469,100
	38	212,500	269,300	368,900	398,300	470,200
	39	214,400	272,100	370,800	400,000	471,300
	40	216,300	275,000	372,700	401,700	472,400
	41	218,200	277,800	374,600	403,400	473,300
	42	220,100	280,700	376,400	405,000	474,000
	43	222,000	283,600	378,200	406,600	474,700
	44	223,900	286,400	380,000	408,200	475,400
	45	225,800	289,100	381,700	409,800	476,200
	46	227,600	292,000	383,400	411,400	476,900
	47	229,400	294,900	385,100	413,000	477,600
	48	231,200	297,700	386,800	414,600	478,300

	49	232,900	300,400	388,500	416,100	478,800
	50	234,600	303,300	390,100	417,700	479,400
	51	236,300	306,200	391,700	419,300	480,000
	52	238,000	309,100	393,300	420,900	480,600
	53	239,700	311,600	394,700	422,300	481,300
	54	241,400	313,900	396,200	423,900	481,900
	55	243,100	316,200	397,700	425,500	482,500
	56	244,800	318,500	399,200	427,100	483,100
	57	246,500	320,800	400,600	428,500	483,700
	58	248,200	323,000	402,000	430,100	
	59	249,900	325,200	403,400	431,700	
	60	251,600	327,400	404,800	433,300	
	61	253,200	329,400	406,300	434,700	
	62	254,900	331,500	407,600	436,300	
	63	256,600	333,600	408,900	437,900	
	64	258,300	335,700	410,200	439,500	
	65	259,900	337,600	411,400	440,800	
	66	261,600	339,700	412,700	442,200	
	67	263,300	341,800	414,000	443,600	
	68	265,000	343,900	415,300	445,000	
	69	266,500	345,700	416,500	446,400	
	70	267,900	347,700	417,800	447,500	
	71	269,200	349,700	419,100	448,600	
	72	270,600	351,700	420,400	449,700	
	73	271,700	353,600	421,400	450,900	
	74	273,000	355,500	422,600	451,900	
	75	274,300	357,400	423,800	452,900	
	76	275,600	359,300	425,000	453,900	
	77	276,700	361,300	426,100	454,900	
	78	278,000	363,200	427,300	455,600	
	79	279,300	365,100	428,500	456,300	
	80	280,600	367,000	429,700	457,000	
再任用職員以外の職員	81	281,500	368,900	430,800	457,600	
	82	282,700	370,500	431,900	458,200	
	83	283,900	372,100	433,000	458,800	
	84	285,100	373,700	434,100	459,400	
	85	286,300	375,100	435,200	459,900	
	86	287,400	376,500	436,200		
	87	288,500	377,900	437,200		
	88	289,600	379,300	438,200		
	89	290,500	380,800	439,000		
	90	291,500	382,200	439,700		
	91	292,500	383,600	440,400		
	92	293,500	385,000	441,100		
	93	294,400	386,500	441,600		
	94	295,300	387,900	442,200		
	95	296,200	389,300	442,800		
	96	297,100	390,700	443,400		
	97	298,100	391,900	443,800		
	98	299,000	393,100	444,200		
	99	299,900	394,300	444,600		
	100	300,800	395,500	445,000		
	101	301,700	396,800	445,500		
	102	302,600	397,800	445,900		
	103	303,500	398,800	446,300		
	104	304,400	399,800	446,700		

105	305,200	400,900	447,000
106	305,800	401,900	447,400
107	306,400	402,900	447,800
108	307,000	403,900	448,200
109	307,700	404,900	448,400
110	308,200	405,800	
111	308,700	406,700	
112	309,200	407,600	
113	309,700	408,300	
114	310,200	409,100	
115	310,700	409,900	
116	311,200	410,700	
117	311,700	411,400	
118	312,200	412,200	
119	312,700	413,000	
120	313,200	413,800	
121	313,500	414,400	
122	313,900	415,200	
123	314,300	416,000	
124	314,700	416,800	
125	314,900	417,400	
126	315,200	418,100	
127	315,500	418,800	
128	315,800	419,500	
129	316,200	420,000	
130		420,600	
131		421,200	
132		421,800	
133		422,500	
134		423,000	
135		423,500	
136		424,000	
137		424,600	
138		425,000	
139		425,400	
140		425,800	
141		426,200	
142		426,600	
143		427,000	
144		427,400	
145		427,600	
146		427,900	
147		428,200	
148		428,500	
149		428,900	
150		429,200	
151		429,500	
152		429,800	
153		430,100	
154		430,400	
155		430,700	
156		431,000	
157		431,300	
158		431,600	
159		431,900	
160		432,200	

	161		432,500			
	162		432,800			
	163		433,100			
	164		433,400			
	165		433,500			
再任用職員		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

義務教育諸学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,200	169,900	246,800	284,500	397,200
	2	155,700	172,000	249,300	287,100	398,600
	3	157,200	174,000	251,600	289,800	400,100
	4	158,700	176,200	253,900	292,300	401,600
	5	160,300	178,200	255,400	294,700	402,900
	6	162,200	180,400	257,600	297,000	404,300
	7	164,000	182,500	259,600	299,200	405,800
	8	165,700	184,700	261,800	301,300	407,300
	9	167,500	187,000	263,800	303,800	408,700
	10	169,600	189,800	265,800	306,200	410,100
	11	171,600	192,400	268,000	308,800	411,500
	12	173,600	195,100	270,100	311,400	412,700
	13	175,500	198,000	272,200	312,900	414,000
	14	177,700	199,600	274,200	314,800	415,400
	15	179,900	201,300	276,000	316,900	416,700
	16	182,000	203,000	278,000	319,100	418,100
	17	184,300	204,800	280,700	321,400	419,300
	18	186,900	206,500	283,100	323,400	420,600
	19	189,400	208,100	285,400	325,700	421,700
	20	191,800	209,700	287,500	327,800	423,000
	21	194,000	211,400	289,500	329,900	424,200
	22	195,700	213,200	291,700	332,000	425,200
	23	197,400	215,000	294,000	334,100	426,500
	24	199,000	216,600	296,500	336,200	427,800
	25	200,500	218,400	298,600	338,100	429,100
	26	202,200	220,300	301,000	340,000	430,200
	27	203,900	222,200	303,400	341,900	431,200
	28	205,500	224,000	305,700	343,900	432,300
	29	207,000	225,800	307,400	345,700	433,600
	30	208,500	228,100	309,600	347,500	434,600
	31	210,200	230,700	311,600	349,200	435,800
	32	211,700	233,300	313,800	351,000	436,900
	33	213,500	236,000	315,800	352,600	438,100
	34	215,200	238,700	317,900	354,300	438,900
	35	217,000	241,300	320,000	355,900	439,800
	36	218,500	243,700	322,000	357,700	440,500
	37	219,800	246,100	324,100	359,400	441,400
	38	221,300	248,500	326,100	360,900	442,100
	39	223,000	250,700	328,200	362,400	442,800
	40	224,700	252,900	330,400	363,900	443,600
	41	226,100	255,200	332,400	365,200	444,600
	42	227,800	257,500	334,500	366,500	445,300
	43	229,300	259,700	336,600	367,800	446,100
	44	230,800	261,800	338,700	369,400	446,900
	45	232,300	263,900	340,700	371,000	447,800
	46	233,600	266,000	342,600	372,300	448,500
	47	234,700	268,200	344,600	373,900	449,300
	48	235,900	270,200	346,500	375,400	450,100

	49	237,600	272,300	348,900	376,700	451,000
	50	238,900	274,300	350,800	378,200	451,700
	51	240,100	276,100	352,500	379,700	452,500
	52	241,500	277,800	354,400	381,000	453,300
	53	242,800	279,500	355,800	382,200	454,200
	54	244,100	281,600	357,500	383,500	455,000
	55	245,400	283,900	359,200	384,600	455,800
	56	246,500	286,300	360,700	385,700	456,500
	57	248,000	288,400	361,600	387,000	457,400
	58	249,100	290,800	363,100	388,200	
	59	250,200	293,100	364,500	389,400	
	60	251,300	295,700	365,900	390,600	
	61	252,800	298,000	367,000	391,800	
	62	254,100	300,400	368,300	392,800	
	63	255,500	302,800	369,700	394,100	
	64	256,600	305,100	371,000	395,400	
	65	258,000	307,300	372,200	396,600	
	66	259,400	309,500	373,500	397,700	
	67	260,900	311,500	374,700	398,800	
	68	262,500	313,700	376,000	399,900	
	69	263,200	315,700	377,300	400,900	
	70	264,700	317,800	378,400	401,900	
	71	265,800	319,900	379,700	402,900	
	72	267,100	321,900	381,000	403,800	
	73	268,100	324,000	382,300	404,800	
	74	269,100	326,100	383,100	405,500	
	75	270,400	328,200	384,200	406,200	
	76	271,700	330,400	385,200	406,900	
	77	273,000	332,300	386,200	407,600	
	78	274,200	334,000	387,000	408,200	
	79	275,300	335,900	388,100	408,900	
	80	276,500	337,600	389,200	409,600	
再任	81	277,700	339,300	390,000	410,400	
用職	82	278,800	341,000	390,700	411,100	
員以	83	279,900	342,700	391,600	411,800	
外の	84	281,100	344,400	392,500	412,400	
職員	85	282,300	345,800	393,300	413,000	
	86	283,400	347,200	394,100	413,500	
	87	284,400	348,700	394,900	414,100	
	88	285,600	350,100	395,700	414,800	
	89	286,800	351,500	396,300	415,500	
	90	287,900	352,800	397,000	416,100	
	91	289,000	354,200	397,700	416,700	
	92	290,100	355,500	398,400	417,200	
	93	290,900	357,000	399,000	417,700	
	94	291,800	358,300	399,700	418,200	
	95	292,800	359,500	400,400	418,800	
	96	294,000	360,700	401,200	419,400	
	97	295,000	361,700	401,900	419,900	
	98	296,100	362,700	402,700	420,400	
	99	297,000	363,600	403,400	420,900	
	100	298,100	364,600	404,200	421,500	
	101	299,000	365,500	404,800	422,000	
	102	300,100	366,500	405,500	422,500	
	103	301,100	367,500	406,200	423,100	
	104	302,100	368,400	406,900	423,700	

105	302,900	369,200	407,600	424,200
106	303,600	370,100	408,300	424,700
107	304,400	371,000	409,000	425,200
108	305,200	371,900	409,800	425,800
109	306,000	372,800	410,400	426,300
110	306,400	373,700	410,900	426,800
111	306,800	374,700	411,400	427,400
112	307,400	375,700	411,900	428,000
113	308,000	376,300	412,500	428,500
114	308,300	377,100	412,900	429,000
115	308,800	378,000	413,400	429,500
116	309,300	378,900	413,900	430,100
117	309,900	379,700	414,500	430,700
118	310,300	380,400	415,000	431,100
119	310,700	381,100	415,500	431,700
120	311,200	381,900	416,000	432,300
121	311,800	382,500	416,500	432,700
122	312,100	383,300	417,000	
123	312,600	384,000	417,500	
124	313,100	384,700	418,000	
125	313,700	385,200	418,600	
126	314,000	385,900	419,100	
127	314,300	386,400	419,600	
128	314,500	387,000	420,100	
129	314,800	387,700	420,600	
130	315,000	388,300	421,100	
131	315,300	388,800	421,600	
132	315,600	389,300	422,100	
133	315,800	389,600	422,700	
134	316,000	390,100	423,300	
135	316,200	390,700	423,700	
136	316,500	391,300	424,200	
137	316,800	391,900	424,800	
138	317,000	392,400		
139	317,300	393,000		
140	317,600	393,600		
141	317,800	394,000		
142	318,000	394,500		
143	318,300	395,000		
144	318,500	395,600		
145	318,800	396,100		
146	318,900	396,600		
147	319,200	397,100		
148	319,500	397,700		
149	319,800	398,200		
150	319,900	398,600		
151	320,200	399,100		
152	320,500	399,600		
153	320,800	400,200		
154	321,000	400,600		
155	321,300	401,100		
156	321,600	401,700		
157	321,800	402,300		
158	322,000	402,700		
159	322,300	403,100		
160	322,600	403,700		

161	322,700	404,300			
162	323,000	404,700			
163	323,300	405,300			
164	323,500	405,800			
165	323,600	406,400			
166		406,800			
167		407,300			
168		407,800			
169		408,400			
170		408,800			
171		409,400			
172		409,900			
173		410,500			
174		410,900			
175		411,400			
176		411,900			
177		412,500			
178		412,900			
179		413,400			
180		413,900			
181		414,500			
182		415,000			
183		415,600			
184		416,000			
185		416,500			
再任用職員	228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,900	196,000	226,700	256,300	303,600	341,600	373,100	409,900
	2	152,700	197,900	228,600	258,500	305,900	344,100	375,600	413,000
	3	154,500	199,900	230,500	260,600	308,200	346,600	378,200	416,100
	4	156,400	201,800	232,500	262,600	310,500	349,100	380,900	419,300
	5	158,100	203,500	234,200	264,800	312,700	351,400	383,600	422,300
	6	160,000	205,400	236,100	266,900	315,000	353,900	386,300	425,400
	7	161,900	207,400	238,000	269,100	317,300	356,400	389,000	428,500
	8	163,800	209,300	239,900	271,300	319,600	358,900	391,700	431,700
	9	165,600	211,000	241,800	273,300	321,900	361,400	394,200	434,700
	10	167,500	212,900	243,800	275,300	324,200	364,000	397,000	437,800
	11	169,400	214,900	245,800	277,300	326,500	366,500	399,800	440,900
	12	171,300	216,800	247,700	279,400	328,800	369,200	402,500	444,100
	13	173,100	218,500	249,800	281,600	331,100	371,800	405,300	447,200
	14	175,000	220,500	251,900	283,700	333,400	374,400	407,900	450,400
	15	176,900	222,400	254,000	285,700	335,700	377,000	410,600	453,600
	16	178,800	224,300	256,100	287,800	338,000	379,600	413,300	456,800
	17	180,600	226,100	258,300	289,900	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	182,500	228,200	260,300	292,000	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	184,400	230,300	262,300	294,100	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	186,300	232,300	264,400	296,200	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	188,100	234,100	266,600	298,200	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	190,000	236,100	268,700	300,300	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	191,900	238,100	270,700	302,400	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	193,800	240,200	272,800	304,500	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	195,600	242,200	274,900	306,400	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	197,500	244,200	277,000	308,400	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	199,400	246,100	279,100	310,400	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	201,300	248,100	281,200	312,400	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	203,100	250,100	283,200	314,500	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	205,000	252,000	285,200	316,500	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	206,900	253,900	287,200	318,500	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	208,800	255,900	289,200	320,500	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	210,600	257,800	291,100	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	212,500	259,700	293,100	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	214,400	261,500	295,100	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	216,300	263,400	297,100	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	218,100	265,400	298,900	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	220,000	267,300	300,800	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	221,900	269,200	302,700	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	223,900	271,100	304,600	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	225,600	273,000	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	227,500	274,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	229,300	276,700	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	231,300	278,600	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	233,100	280,600	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	234,900	282,400	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	236,800	284,300	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	238,600	286,300	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	240,600	288,100	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	242,500	289,900	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	244,500	291,800	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	246,500	293,800	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	248,400	295,600	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	250,300	297,400	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	252,100	299,200	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	253,900	300,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	256,000	302,500	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	257,900	304,100	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	259,700	305,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	261,600	307,400	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	263,300	309,200	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	265,100	310,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	266,900	312,100	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	268,700	313,500	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	270,500	314,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	272,300	316,200	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	274,100	317,600	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	275,900	319,000	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	277,700	320,100	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	279,500	321,200	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	281,300	322,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	283,100	323,500	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任 用職 員以 外の 職員	73	284,900	324,500	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	286,700	325,200	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	288,500	326,100	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	290,300	327,000	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	292,100	328,000	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78	293,800	328,700	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79	295,500	329,600	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80	297,000	330,400	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81	298,600	331,200	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82	300,200	332,000	356,100	382,200	420,000	450,800		
83	301,700	332,800	356,700	382,700	420,500	451,300			
84	303,400	333,600	357,300	383,200	421,000	451,800			
85	305,000	334,400	357,700	383,800	421,500	452,400			
86	306,300	335,100	358,200	384,300	422,000				
87	307,500	335,800	358,700	384,800	422,500				
88	308,800	336,400	359,200	385,300	423,000				
89	310,000	337,000	359,700	385,800	423,500				
90	311,100	337,600	360,200	386,300	424,000				
91	312,200	338,300	360,700	386,800	424,500				
92	313,300	339,000	361,200	387,300	425,000				
93	314,200	339,500	361,500	387,700	425,500				
94	315,000	340,000	361,900	388,200	426,000				
95	315,900	340,600	362,400	388,700	426,500				
96	316,800	341,200	362,900	389,200	427,000				
97	317,500	341,700	363,200	389,600	427,500				
98	318,100	342,300	363,600	390,000	428,000				
99	318,700	342,900	364,000	390,400	428,500				
100	319,400	343,500	364,400	390,800	429,000				
101	319,900	343,900	364,900	391,300	429,500				
102	320,500	344,400	365,300	391,700	430,000				
103	321,100	345,000	365,700	392,100	430,500				
104	321,800	345,500	366,100	392,500	431,000				

	105	322,300	346,100	366,600	393,000	431,400			
	106	322,900	346,600	367,000	393,400				
	107	323,500	347,200	367,400	393,800				
	108	324,100	347,800	367,800	394,200				
	109	324,600	348,300	368,200	394,700				
	110	325,200	348,800	368,600	395,100				
	111	325,800	349,400	369,000	395,500				
	112	326,400	350,000	369,400	395,900				
	113	326,900	350,500	369,800	396,400				
	114	327,400		370,200	396,800				
	115	328,000		370,600	397,200				
	116	328,600		371,000	397,600				
	117	329,000		371,400	398,100				
	118	329,500		371,800	398,400				
	119	330,100		372,200	398,700				
	120	330,700		372,600	399,000				
	121	331,100		373,000	399,400				
	122	331,700		373,300	399,700				
	123	332,300		373,600	400,000				
	124	332,900		373,900	400,300				
	125	333,200		374,000	400,700				
	126			374,100	401,000				
	127			374,200	401,300				
	128			374,300	401,600				
	129			374,500	402,000				
	130			374,600	402,300				
	131			374,700	402,600				
	132			374,800	402,900				
	133			374,900	403,300				
	134			375,000	403,600				
	135			375,100	403,900				
	136			375,200	404,200				
	137			375,300	404,600				
	138			375,400					
	139			375,500					
	140			375,600					
	141			375,700					
	142			375,800					
	143			375,900					
	144			376,000					
	145			376,100					
	146			376,200					
	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再任用職員		209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

参 考 资 料

目 次

第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	45
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	46
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	47
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	48
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	50
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	52
第 7 表	扶養手当の支給状況	102
第 8 表	住居手当の支給状況	104
第 9 表	管理職手当の支給状況	105

第 2 部 民間給与等の実態

	平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要	107
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	108
第 11 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	109
第 12 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	110
第 13 表	民間における初任給の改定状況	120
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	120
第 15 表	民間における住宅手当の支給状況	121
第 16 表	民間における特別給の支給状況	121
第 17 表	民間における給与改定の状況	121
第 18 表	民間における定期昇給の実施状況	122
第 19 表	民間における昇給制度の状況	122
第 20 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	122

第 3 部 労働経済指標

第 21 表	費目別、世帯人員別標準生計費	123
第 22 表	労働経済指標	124

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	326,914	7,788	55,115	3,436	9,769	0	403,022
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	330,127	7,951	55,688	3,469	9,972	0	407,207
行政職給料表(2)	332,138	11,775	55,026	1,710	-	0	400,649
医療職給料表(1)	513,135	9,670	96,530	2,475	80,510	132,465	834,785
医療職給料表(2)	312,418	2,762	51,398	3,036	6,060	0	375,674
大学教育職給料表	407,411	7,625	67,390	3,536	6,150	0	492,112
高等学校教育職給料表	397,365	10,775	65,937	3,425	3,970	0	481,472
義務教育諸学校教育職給料表	340,509	5,243	56,044	6,195	4,524	0	412,515
消防職給料表	295,687	12,352	49,905	4,348	3,868	0	366,160
全給料表 (企業職を除く。)	330,456	7,607	55,103	4,293	6,332	181	403,972

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	315,093	8,688	52,925	3,335	6,998	10,953	397,992
全給料表 (企業職を含む。)	328,059	7,775	54,763	4,144	6,436	1,861	403,038

(注)1 数値については、平成29年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には平成19年4月1日の給料の切替え及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

3 給料には「教職調整額」を含む。

4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。

5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	5,967	41.3	16.9
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,845	41.7	17.3
行政職給料表(2)	1,351	49.9	21.8
医療職給料表(1)	20	51.2	13.9
医療職給料表(2)	536	40.1	14.1
大学教育職給料表	28	49.0	8.3
高等学校教育職給料表	318	45.4	15.5
義務教育諸学校教育職給料表	5,013	39.2	12.7
消防職給料表	1,408	36.3	14.0
合 計	14,641	41.0	15.5

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,706	41.2	14.6
企業職を含めた総合計	17,347	41.0	15.3

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	5,967	4,421	961	582	3
行政職給料表(2)	1,351	140	157	956	98
医療職給料表(1)	20	20	-	-	-
医療職給料表(2)	536	445	85	6	0
大学教育職給料表	28	27	1	0	0
高等学校教育職給料表	318	304	4	10	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,013	4,727	286	0	0
消防職給料表	1,408	890	195	323	0
合 計	14,641	10,974	1,689	1,877	101

構 成 比	100.0%	75.0%	11.5%	12.8%	0.7%
-------	--------	-------	-------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,706	1,262	795	578	71
企業職を含めた総合計	17,347	12,236	2,484	2,455	172

構 成 比	100.0%	70.5%	14.3%	14.2%	1.0%
-------	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齡	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
歳	人	人	人	人	人
18	5				
19	10				
20	24				
21	10				
22	90			4	
23	95			14	
24	114	1		13	
25	87			12	
26	109	1		13	
27	117			18	
28	138			11	
29	139			18	
30	135	1		18	1
31	136	3		18	
32	155	1		14	
33	140			18	1
34	154	3		17	
35	144	2		23	
36	157	2		15	2
37	142	10	1	11	
38	154	16		17	1
39	188	20	2	17	
40	176	21		12	
41	238	33	1	9	1
42	235	50	1	14	
43	222	48		18	2
44	250	56	1	8	
45	231	47		22	
46	189	48		10	2
47	176	64	1	9	1
48	240	84		14	1
49	163	97	1	12	1
50	152	80		20	
51	160	79	1	22	2
52	174	90		15	1
53	125	88	2	13	2
54	107	86	1	11	
55	129	78	3	17	2
56	146	61		13	1
57	145	65		5	2
58	127	57		10	3
59	139	59	1	11	1
60以上			4		1
計	人 5,967	人 1,351	人 20	人 536	人 28

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
		3	8
		4	14
		13	37
		6	16
1	118	37	250
3	110	37	259
5	157	49	339
4	152	44	299
5	166	38	332
4	179	55	373
4	166	78	397
11	179	69	416
6	166	63	390
2	152	57	368
5	165	69	409
5	174	60	398
4	149	42	369
7	147	56	379
9	120	58	363
8	114	33	319
8	135	25	356
10	123	33	393
11	126	33	379
3	130	40	455
3	151	31	485
7	131	33	461
5	115	24	459
7	102	38	447
7	103	17	376
2	107	19	379
13	99	20	471
7	121	17	419
8	103	17	380
16	105	22	407
12	119	16	427
16	119	18	383
23	117	19	364
21	109	21	380
15	106	34	376
16	114	18	365
12	129	17	355
13	135	25	384
			5
人	人	人	人
318	5,013	1,408	14,641

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
	8
	14
1	38
36	52
59	309
84	343
80	419
69	368
65	397
67	440
60	457
58	474
48	438
62	430
51	460
44	442
36	405
37	416
42	405
51	370
45	401
65	458
57	436
88	543
97	582
96	557
114	573
96	543
101	477
118	497
92	563
82	501
71	451
91	498
75	502
82	465
71	435
56	436
56	432
60	425
65	420
65	449
13	18
人	人
2,706	17,347

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	246	3	1	34	3
1	217	2		46	3
2	208	4		22	1
3	133	3	2	18	3
4	121	7	1	14	1
5	210	6		13	1
6	181	4		19	1
7	256	3	1	24	2
8	266	3	1	19	1
9	195		3	15	1
10	136			16	2
11	100		1	17	1
12	118		1	15	2
13	107			20	
14	108	14	2	10	1
15	143	31		7	
16	170	89		10	1
17	222	62	1	11	
18	138	94		6	
19	153	91	1	11	
20	124	108		17	
21	185	137		17	
22	194	124	1	15	4
23	227	96	1	11	
24	177	83		18	
25	159	109		16	
26	181	35	1	11	
27	131	58		12	
28	113	52		11	
29	126	45		7	
30	103	21		11	
31	99	17		5	
32	80	11		8	
33	95	14	1	9	
34	119	7	1	9	
35	81	2		1	
36	115	6		6	
37	106	7		1	
38	44			3	
39	57	3		1	
40	18				
41	5				
42					
43					
44					
45					
計	5,967	1,351	20	536	28

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
11	338	57	693
13	269	65	615
18	276	61	590
16	261	48	484
12	225	46	427
9	219	58	516
7	156	112	480
17	265	70	638
8	217	69	584
14	246	65	539
5	185	41	385
5	179	34	337
8	156	33	333
9	155	44	335
5	131	35	306
4	90	48	323
12	169	39	490
10	67	38	411
8	31	20	297
5	89	26	376
9	90	28	376
6	56	21	422
9	44	27	418
6	51	18	410
8	49	25	360
12	101	26	423
7	123	19	377
5	113	19	338
7	110	28	321
6	65	20	269
9	76	16	236
11	67	12	211
10	49	16	174
4	74	16	213
5	51	24	216
5	64	16	169
	54	17	198
2	46	18	180
1	1	14	63
	5	10	76
		7	25
		2	7
人	人	人	人
318	5,013	1,408	14,641

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
184	877
174	789
166	756
135	619
101	528
88	604
65	545
102	740
76	660
55	594
38	423
40	377
18	351
28	363
81	387
65	388
56	546
70	481
71	368
82	458
61	437
72	494
82	500
107	517
82	442
71	494
69	446
85	423
61	382
57	326
54	290
35	246
35	209
27	240
18	234
12	181
28	226
21	201
14	77
7	83
11	36
2	9
人	人
2,706	17,347

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	5			1				
8								
9								
10								
11	10							
12	1							
13					1			
14								1
15	23							
16				1				
17	2							
18								
19	8							
20	1			1				
21	1	1		1				
22	2			1				
23	8			3				
24				1	1			
25	3	1		1				
26	1	1		2				
27	103	43		2				
28	6	23		2				
29	4	16		2		1		
30	1	20		5		1	2	
31	88	50		5	1	2	1	1
32	5	23		4				
33	8	28		9		3		1
34	14	13		8		1		
35	95	53		11	1	2	2	
36	17	35		9	2	2		3
37	20	26		13		1		3
38	11	31		10				6
39		45	1	18	1	1		7
40	2	28	9	20	1	6		1
41	1	30	8	21	2	8	1	1
42		16	19	23	1	12	5	3
43		34	24	21	4	10	9	2
44		42	28	29	2	12	7	
45		25	28	21	7	4	8	1
46		20	38	29	6	22	9	1
47		48	37	24	4	13	3	1
48		32	41	21	2	16	5	
49		32	28	17	13	25	10	1
50		37	38	19	17	13	14	3
51		43	31	19	13	22	2	
52		32	41	23	17	15	5	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		39	39	20	11	18	9	
54		32	28	18	12	11	1	1
55		50	29	21	12	18	3	1
56		40	27	27	11	19	3	
57		41	23	28	16	13	2	
58		33	21	21	12	22	3	
59		28	15	28	9	18	1	
60		30	19	16	13	22	3	
61		26	17	17	8	16	1	
62		34	21	12	11	13	3	
63		34	23	14	7	9	1	
64		35	29	14	11	7	4	
65		32	23	21	10	9	5	
66		33	25	14	6	16	7	
67		33	24	7	3	16	3	
68		38	18	18	8	7	2	
69		27	25	21	6	15	2	
70		31	20	12	10	16	1	
71		29	17	17	8	8		
72		31	21	13	3	7	1	
73		18	22	19	6	6		
74		19	20	9	8	4		
75		14	32	11	9	10	1	
76		9	19	9	6	6	3	
77		8	25	20	7	4		
78		7	23	14	9	8		
79		13	20	17	10	2		
80		2	30	11	9	1		
81		2	20	6	5	3		
82		4	22	5	14	3		
83		1	19	7	5	1		
84		3	18	8	5			
85		1	14	9	8	1		
86			14	4	5			
87		3	17	4	3			
88		1	20	7	1			
89			15	8	4			
90			18	9	2			
91			18	3				
92			12	7	1			
93			12	3	3			
94			12	3	2			
95			10	2				
96		1	15	6				
97			6	6				
98			9	4				
99			11	6				
100			13	5				
101		1	10	4				
102			11	6				
103		1	3	3				
104			7	3	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1	4	7	1			
106			6	4				
107		1	7	2				
108			11	2				
109		1	5	3				
110			8	5				
111			4	2				
112		1	1	15				
113		1						
114		1	4	3				
115			6	6				
116			8	3				
117		6	5	1				
118			6	5				
119			5	2				
120			1	7				
121			1	5				
122			2	11				
123			6	9				
124			8	4				
125			10	5				
126			3	11				
127			1	6				
128			1	2				
129			2	1				
130			4					
131			2					
132			3	2				
133			3	4				
134			6	1				
135			3	1				
136			2	1				
137			4	12				
138			3					
139			3					
140			5					
141			5					
142			2					
143			1					
144			6					
145			4					
146			1					
147			3					
148			3					
149			129					
合 計	440	1,624	1,659	1,136	407	521	142	38
平均給料月額	181,030円	245,597円	347,218円	365,874円	408,996円	436,950円	472,022円	510,066円
平均年齢	23.3歳	32.0歳	45.4歳	44.8歳	50.6歳	52.3歳	56.2歳	58.0歳

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)
2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替え及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24		1		
25				
26				
27				
28				
29				
30		1		
31				
32			2	
33				
34				
35				
36			1	
37			1	
38		1	1	
39				
40			1	
41			1	
42			1	
43				
44			1	
45				
46			4	
47				3
48			1	2
49			3	1
50			1	4
51				8
52			2	3

給号	級	1	2	3	4
53			1	8	
54				9	
55			1	13	
56				8	
57			3	17	
58				16	
59			2	13	1
60			4	23	
61				27	1
62			1	19	1
63				16	
64				19	1
65			1	16	
66			2	23	4
67			1	25	
68			2	17	3
69			6	28	2
70			1	21	2
71			4	20	1
72			3	19	2
73			5	30	1
74			5	21	3
75			3	16	5
76			5	18	7
77			7	13	3
78			4	19	2
79			4	21	5
80			10	26	7
81			4	15	6
82			7	16	5
83			5	17	3
84			6	20	3
85			4	14	2
86			3	31	5
87			1	24	2
88			3	28	3
89			1	23	4
90			1	24	1
91				33	
92				23	
93			1	25	2
94				15	3
95			2	25	2
96				12	3
97				12	1
98				10	1
99				11	2
100				12	2
101				14	1
102				9	1
103				7	2
104				3	1

給号	級	1	2	3	4
105				6	1
106				4	1
107			1	4	1
108				5	1
109				4	
110				5	3
111				6	1
112					6
113				2	4
114					2
115				2	1
116				3	2
117				2	2
118				3	3
119				3	
120				2	
121					
122				1	1
123				2	
124				2	
125				1	1
126				2	1
127					
128				2	1
129					1
130				1	1
131				2	1
132				3	
133				1	
134				2	1
135				1	1
136				1	1
137				1	1
138				1	
139					
140				1	
141				1	
142				1	
143				1	
144				2	
145				2	
146				3	
147					
148					
149				19	
合 計		3	134	1,069	145
平均給料月額		173,500円	266,958円	336,073円	366,644円
平均年齢		27.0歳	40.4歳	50.5歳	54.4歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16				1	
17				1	
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25	1				
26					
27					
28					
29					
30		1			
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37				1	1
38					1
39					
40				1	
41					
42					
43					
44					1
45					
46					
47				3	1
48					
49					
50					1
51					
52					

号給 \ 級	1	2	3	4	5
53					
54				1	1
55					
56					
57					
58					
59					
60					1
61					
62					
63					
64					
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					1
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	*	*	4	7	7
平均給料月額	*	*	445,750円	534,514円	576,743円
平均年齢	*	*	41.5歳	53.0歳	58.7歳

(注) 「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

医療職給料表(2)

[保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、
助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14				1			
15							
16							
17					1		
18							
19							
20		1					
21							
22							
23		4		1			
24				2			
25							
26		1					
27	4	11		1			
28		1		1			
29	4	5		1	1		
30	2	1		1			
31	6	3					
32				1			
33	2	3					
34	2	3					
35	1	3					
36	2	6		2			
37	4	4		1			
38	2	2		2			
39	1	4		3			
40	1	2	3				
41	4	4	1	1			
42		2	2	1		1	
43		6	6	2			
44		3	1	2			1
45		5		2	1		1
46		3	1				1
47		8	6	1		1	
48		2	1	1	1	1	1
49		3	5	2		4	
50		5	3	1	2	3	
51		5	5	4		3	
52		5	3		2		1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53	1	4	1	1		2	
54		2	5	1	1	1	1
55		2	2	1	1	2	
56		4	1	2	2		
57		3	1	2	3		
58		6			2	2	
59		5	1		1	1	
60		4	1	3	1	2	
61		4	1		5	1	
62		6	1	4			
63		3	1		1	1	
64		5	1		1	1	
65		3		1		1	
66		7		1	3	3	
67		9	4				
68		2	3	1	1		
69		1	1	1		2	
70		3	1	2	1	1	
71		2	1	2			
72		4	1		1		
73		2	1	3		1	
74		1	4	2	2	1	
75		2	1		3		
76		4		2			
77		3	3				
78			1	1	2		
79		1	2	1	1		
80			1				
81				1	1		
82			2	1			
83					1		
84		1	3	1			
85			2				
86			2				
87							
88							
89			2	1			
90			3				
91				1			
92		1					
93				1	1		
94				1			
95			1				
96			3	1			
97			1	3			
98				2			
99			1	2			
100			1				
101			1				
102				1			
103			2				
104							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			2				
106							
107			2				
108							
109			1				
110							
111				1			
112							
113			1				
114			1				
115							
116			1				
117		1	2	2			
118							
119			1				
120			1				
121							
122							
123			1				
124			1	1			
125							
126							
127				2			
128			1				
129							
130			1				
131			1				
132							
133							
134							
135			1				
136							
137			1				
138							
139							
140							
141							
142			1				
143							
144							
145							
146							
147			1				
148			1				
149			6				
合 計	36	200	129	87	43	35	6
平均給料月額	189,667円	244,536円	345,889円	361,875円	407,030円	437,151円	469,217円
平均年齢	24.7歳	31.7歳	46.2歳	45.4歳	50.6歳	53.6歳	56.7歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]
 である職員に適用

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52	1			

給号 \ 級	1	2	3	4
53				
54				1
55				
56	1			
57	1	1		
58				
59				
60	1		1	
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				1
68				
69		3		
70				
71			1	
72				1
73				
74				
75				
76				
77			1	
78	1		1	
79				1
80				
81	1			
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89	1			1
90				
91			1	
92				
93				
94			1	
95				
96				
97			1	
98				
99			1	
100				
101		1		
102				
103				
104				

給号 \ 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				1
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	8	6	8	6
平均給料月額	317,050円	385,533円	436,650円	510,783円
平均年齢	38.4歳	48.2歳	53.0歳	58.8歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13						
14						
15			3			
16						
17						
18						
19			3			
20			1			
21						
22						
23			4			
24			1			
25						
26			1			
27			1			
28			2			
29			1			
30						
31			3			
32			2			
33			2			
34			1			
35						
36			2			
37			1			
38			1			
39			2			
40						
41			1			
42			2			
43			1			
44			4			
45			2			
46			1			
47			2			
48						
49						
50			2			
51			2			
52			2			1
53			1			2
54			2			
55			1			
56			1			

給号	級	1	2	3	4	5
57			1			2
58			1			
59			1			
60						
61						
62			3			
63		1	6			
64			2			
65			2			
66			4			
67			4			
68			2			
69				1		
70						
71			1			
72			2			
73				2		
74						
75			4			
76			1	1		
77			1	1		
78						
79			1			
80			3			
81			5			
82			2			1
83			3			2
84			1			2
85			2			8
86						
87			1	2		
88			5	1		
89			1	3		
90			1			
91		1	1			
92			1	1		
93			3	4		
94		2	2	1		
95						
96			1	3		
97			1	2		
98			2			
99			1	4		
100						
101			1	5		
102			3			
103			1	2		
104				1		
105			2			
106			1	1		
107			1			
108						
109				4		
110			2			
111			2			
112						

給号	級	1	2	3	4	5
113			2			
114			3			
115			1			
116			1			
117			2			
118			3			
119			1			
120			4			
121						
122			3			
123			4			
124			1			
125			1			
126			4			
127			3			
128						
129			1			
130			2			
131			2			
132			2			
133			1			
134			2			
135			6			
136						
137			2			
138			3			
139			3			
140			7			
141			5			
142			2			
143						
144			9			
145			1			
146			1			
147			4			
148			6			
149			3			
150			8			
151			1			
152			3			
153			3			
154			1			
155						
156			1			
157			1			
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165			3			
合 計		4	257	39	13	5
平均給料月額		295,724円	384,322円	458,395円	470,254円	483,540円
平均年齢		36.3歳	43.5歳	54.2歳	56.4歳	56.8歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		118			
18					
19		12			
20		4			
21		94			
22		2			
23		19			
24		6			
25		128			
26		2			
27		22			
28		18			
29		102			
30		8			
31		28			
32		20			
33		106			
34		34			1
35		22			2
36		24			
37		81			3
38		43			3
39		32			5
40		26			8
41		57			10
42		50			12
43		27			15
44		33			17
45		43			11
46		61			11
47		46			8
48		32			10
49		50			10
50		50			9
51		29			4
52		23			1

給 号	級	1	2	3	4	5
53			50			2
54			48			1
55			45			1
56			38			3
57			37			4
58			53			
59			40	1		
60			38			
61			59	1		
62			41	4		
63			54	2		
64			36	3		
65			39	2		
66			36	5		
67			43	3		
68			23	5		
69			40	2		
70			35	6		
71			45	4		
72			31	6		
73			29	2		
74			37	4	1	
75			32	8		
76			23	8	1	
77			30	7	2	
78			30	12	1	
79			28	8	1	
80			43	5	1	
81			33	11	1	
82			44	15	2	
83			35	11		
84			28	6	2	
85			28	9	2	
86			34	12	3	
87			37	13	1	
88			32	7	2	
89			33	10	1	
90			32	9	4	
91			28	14	4	
92			30	14	5	
93			34	12	2	
94			32	10	6	
95			18	7	5	
96			30	16	3	
97			29	3	4	
98			30	13	6	
99			32	11	5	
100			32	11	1	
101			26	11	3	
102			30	8	3	
103			25	11	8	
104			27	9	3	

給号	級	1	2	3	4	5
105			21	9	9	
106			21	15	3	
107			18	8	4	
108			18	7	9	
109			17	11	6	
110			14	11	11	
111			25	10	9	
112			7	11	9	
113			22	7	7	
114			5	8	6	
115			15	8	3	
116			11	13	1	
117			10	13		
118			14	18	4	
119			11	15	2	
120			10	16	2	
121			20	17	3	
122			19	20		
123			13	11		
124			7	28		
125			9	8		
126			14	21		
127			10	26		
128			14	17		
129			5	13		
130			16	14		
131			18	12		
132			8	3		
133			6	5		
134			4	2		
135			10	3		
136			2	1		
137			8	3		
138			3			
139			6			
140			7			
141			7			
142			6			
143			2			
144			9			
145			2			
146			9			
147			9			
148			4			
149			5			
150			5			
151						
152			8			
153			7			
154			9			
155			12			
156			6			

号給 / 級	1	2	3	4	5
157		15			
158		9			
159		18			
160		9			
161		14			
162		12			
163		19			
164		6			
165		2			
166		2			
167		5			
168		2			
169		8			
170		6			
171		3			
172		1			
173		3			
174					
175		1			
176		1			
177					
178		2			
179		1			
180					
181		1			
182					
183					
184		2			
185		2			
合 計	0	3,956	735	171	151
平均給料月額	-	317,451円	421,386円	431,734円	447,626円
平均年齢	-	35.7歳	51.4歳	53.5歳	56.7歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	
2								
3	3							
4								
5								
6								
7	4							
8								
9	1	1						
10								
11	12							
12			1					
13	1	2						
14								
15	5	1						
16								
17	3	1						
18								
19	8	8						
20		10						
21	1	4	2					
22		1						
23	36	18	1					
24	4	6						
25	3	5	1					
26	2	3	1					
27	48	11	1					
28	4	8	1					
29	7	9	1					
30	2	5	1					
31	48	13	2					
32	4	5	2					
33	10	10	2					
34	4	8	3					
35	21	15	1					
36	6	13	2					
37	5	8	4					
38	6	4	2	1				
39	28	12	1	1				
40	10	16	7	2				
41	7	10	2	1				1
42	3	4	4	1			1	
43	23	5	2				1	
44	5	7	4	2			1	
45	11	5	5	2			2	
46	4	6	6	2			4	
47	29	7	5	4				
48	7	3	7		1	3		
49	11	3	5	1	2	1		
50	10	7	5	2	1		1	
51	17	3	8	1		2		
52	7	4	8	1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	5	7	7	3	1	2		
54	4	5	6	1	4	2		
55	8	3	7	1	3	2	1	
56	7	4	7		3	3		
57	4	2	6		2	1		
58	5	4	2	4	2	2		
59	4	1	1	2	1	3	1	
60	7	3	2	1	1	2		
61	8	2	8	1	1	5		
62	2		6	4	2	3		
63			9	5	1	2		
64	1		4	6	6	2		
65			2	2	2	1		
66			4	3	1	5		
67			1	6	2	3		
68			2	2		3	1	
69			3	5	4	1		
70			3	4			1	
71			2	6	1			
72		1	3	2				
73			5	2	1	2		
74			3	1	2			
75			2		1			
76			3		2	1		
77			3	1	3			
78			6	1				
79			3	3	1			
80			7	6	1			
81			4		2			
82			3	3	2			
83			3	1	1			
84			3	1				
85			2	5	1	1		
86				3	1			
87			4	2	2			
88			3		3			
89				1				
90			2		1			
91			2					
92			2					
93			7	2				
94		1	3					
95			1					
96			1	2				
97		1	3	1				
98			3					
99			1	1				
100			3		1			
101			4					
102			1					
103		1		4				
104			2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106			2					
107			3					
108		1						
109			2	1				
110			2					
111			2					
112			1					
113		9	2	1				
114								
115			4					
116			3					
117			3					
118								
119			3					
120								
121			2	1				
122				1				
123				1				
124			3	2				
125								
126								
127								
128								
129				2				
130								
131			1	1				
132			1					
133			1					
134								
135			1					
136			3					
137			1					
138			2					
139			2					
140								
141			1					
142			4					
143			3					
144			1					
145			2					
146								
147			1					
148								
149			36					
合 計	475	306	363	129	67	52	15	*
平均給料月額	217,512円	267,074円	344,898円	373,353円	411,834円	439,581円	464,047円	*
平均年齢	26.6歳	33.0歳	43.3歳	43.5歳	50.5歳	54.3歳	55.6歳	*

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6				1		1		
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20	1							
21								
22				1				
23								
24								
25								
26								
27	18	6						
28	2	3		1				
29	4	1						
30		1						
31	12	10						
32	4	4						
33		5						
34		5		2				
35	15	12						
36	3	5		1				
37	1	6						
38	2	6		2				1
39		5		2				
40		3		2				
41		7	1	2				
42		3	1	1			1	
43		6	1	1		1	1	
44		5	1	1	1	3		
45		3	1		1		2	
46		5	2	3	2	1		
47		7	3	2		1		
48		6	8	3	1	2	1	
49		7	5	2	1	3		
50		2	5	4	3	2		
51		5	9	5		4	1	
52		1	7		3	2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		5	8	2	1	1		
54			3	5	2	2	2	
55		5	5	5	3	1		2
56		2	6	2		1		
57		1	2	2	1	3		
58			8	3		2		
59		2	2	1	2	3		1
60		4	4	4	1	1		
61		5		2	1	1		
62		5	4	3		2		
63		2	5	4	1	3		1
64		2	3	5	2			
65		5	2	2	2	3		
66		1	3	2	3	2		
67		2	6	2	3	1		
68		3	3	2	2	2		
69		3	7	5				
70		5	3	3	1			
71			4	1	2			
72		2	2	3		1		
73		1	1	4				
74		3	3	1	1	2		1
75		2	5	1	1			
76		4	3	1	2	1		
77		1	4	6	1			
78		1	7					
79		2	4	1	1	1		
80		2		2				
81			4	2	1			
82			3					
83		3	3	3	2			
84			4	1				
85		1	3					
86			5					
87		1	3	4				
88			3					
89			6	1	1			
90			6	1	1			
91			7					
92			1					
93			1	1	1			
94			2					
95				1				
96				1				
97		2		1				
98			1					
99			2	3				
100			1					
101								
102			1					
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1		1				
106		1	3	1				
107			3					
108								
109			2	1				
110				1				
111			1	1				
112				2				
113								
114			1	1				
115								
116		1	3	1				
117		2						
118			1					
119				1				
120			2	2				
121				4				
122			2	1				
123								
124			2	2				
125			1	4				
126								
127				2				
128								
129			1					
130			1					
131				1				
132			2					
133								
134								
135								
136								
137								
138			1					
139								
140			1					
141			1					
142			1					
143			1					
144								
145								
146								
147			2					
148			3					
149			27					
合 計	62	211	269	155	51	53	11	*
平均給料月額	183,760円	243,332円	350,648円	370,606円	409,229円	435,608円	472,064円	*
平均年齢	24.1歳	32.2歳	46.0歳	46.5歳	50.5歳	52.0歳	55.7歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				2

号給	級	1	2	3	4
53				2	
54				3	
55				2	
56			1	2	
57				1	
58					
59				1	
60				2	
61				1	
62				2	
63				2	
64				2	
65				1	
66			1	3	
67				6	
68				3	
69				4	
70				7	
71			1	7	
72					1
73			2	4	1
74			1	1	
75				1	
76				4	1
77			1	2	
78				1	
79			1	2	
80			2	3	1
81					1
82				2	1
83				1	1
84			1	1	
85			1	1	
86					
87				1	1
88				1	
89				3	1
90				1	1
91				1	
92				1	1
93				3	1
94				1	2
95				3	2
96				1	
97				1	
98				2	
99				2	2
100				1	
101				1	
102				2	
103				1	
104				1	1

給号 / 級	1	2	3	4
105			1	1
106				1
107				1
108				
109				
110			1	1
111				
112				
113				
114				
115			1	
116			1	
117				
118				
119			1	
120			1	
121			1	
122				
123			1	
124				
125				
126				1
127				
128				
129				
130				
131			2	
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140			1	
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			2	
合 計	*	13	116	23
平均給料月額	*	266,992円	335,185円	367,504円
平均年齢	*	39.5歳	47.0歳	53.0歳

交通企業職給料表(1) [交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	1	3						
28		1						
29								
30								
31	1							
32		1						
33		2						
34	1	1						
35	4			1				
36		1						
37		1		1				
38	1							
39								
40		1						
41					1		1	
42								
43		1		1				
44						2		
45		2						
46							1	
47								
48						1		
49		1			1	1		
50		2					1	
51		1	2			1		
52								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53			1		1			
54								
55				1				
56			1			2		
57								
58		1		1				
59		1		1			1	
60			4					
61								
62						1		
63			1	2				
64								
65		1		1				
66		1		2				
67								
68					1			
69			1					
70					1	1		
71								
72		1	1					
73			1					
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80				1		1		
81				1				
82			1					
83				1				
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92			1					
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	8	23	14	14	5	10	4	0
平均給料月額	188,850円	230,196円	340,707円	364,157円	404,000円	436,180円	469,800円	-
平均年齢	24.4歳	30.3歳	44.2歳	44.2歳	48.4歳	52.4歳	56.5歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37			1				
38							
39			2				
40							
41							
42							
43			1				
44							
45							
46			3				
47							
48							1
49							
50							
51							
52							

給号	級	1	2	3	4	5	6
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59						1	
60					1		
61							
62							
63							
64				1			
65							
66							
67							
68							
69							
70						1	
71							
72					2		
73			1	1	1		
74							
75							
76					3		
77				1			
78							
79							
80			1				
81							
82							
83							
84					1		
85			1				
86							
87							
88			1				
89							
90							
91				1			
92			1	1			
93							
94				1			
95				1			
96				1			
97				1			
98			1				
99				2			
100				1			
101				1			
102				1			
103				1			
104							

給号	級	1	2	3	4	5	6
105				2			
106							
107							
108							
109			2	1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117			1				
118							
119							
120				1			
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128				1			
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137				1			
138				1			
139							
140				1			
141							
142							
143				1			
144							
145							
146							
147							
148							
149							
合 計		0	16	24	8	2	*
平均給料月額		-	274,638円	364,988円	377,175円	410,100円	*
平均年齢		-	42.6歳	53.4歳	50.3歳	53.0歳	*

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29	1			
30		1		
31				
32				
33				
34				
35				
36			1	
37			1	
38			1	
39			3	
40				
41	1			
42			1	
43	1		1	
44			2	1
45			2	2
46			4	
47			1	1
48			3	1
49				1
50				2
51			2	1
52			2	4

給号 級	1	2	3	4
53		4	3	
54		2	4	
55		2	6	
56		1	2	
57		2	6	
58		1	7	
59		1	2	
60			5	
61			5	
62			6	
63			5	
64		1	3	
65			4	
66			2	
67			1	
68			4	
69				1
70		1	8	
71			7	1
72		1	7	
73		1	7	
74		1	4	1
75		1	6	
76			5	
77		1	3	
78		1	4	
79				
80			2	
81		2	9	
82			3	3
83		1	4	
84			2	1
85			2	1
86		1	4	1
87			2	
88			2	2
89			7	1
90			4	1
91			1	2
92			3	1
93			8	
94			3	
95			5	4
96			4	
97			7	1
98		2	6	1
99			6	1
100			5	
101			6	2
102			3	
103				
104				

給号 級	1	2	3	4
105			1	1
106			2	
107			3	
108			3	1
109			2	1
110			1	
111			2	
112			2	
113		1	2	
114			1	
115			2	
116			1	
117			1	
118				1
119			1	
120			1	
121				
122			1	1
123			2	
124			1	
125				
126			1	
127				
128				
129				
130			1	
131				
132				
133				
134			2	
135			1	
136				
137			1	
138				
139				
140			3	
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148			1	
149			1	
合 計	3	53	267	30
平均給料月額	185,900円	241,679円	335,157円	367,683円
平均年齢	29.7歳	41.7歳	51.1歳	55.8歳

病院企業職給料表(1) [病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	3	1						
28				1				
29								
30								
31		1		1				
32				1				
33								
34								
35	1	1						
36	1							
37								
38		1						
39		1						
40		1						
41		2						1
42		2						
43		1	1					
44				1	1			
45				1				
46		1		1		1		
47				3			1	
48						1	1	
49		3	1			1		
50		1	2	1				
51				1				
52								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53			1		1	2		
54		1	1	1				
55				1				
56						1		
57		1	1		2			
58			1		1			
59		2		1			1	
60								
61			1			1		
62								
63				1		1		
64		1			1	1	2	
65			1	1				
66								
67								
68		2				1		
69		1						
70		1						
71					1			
72						1		
73			1					
74								
75								
76			1		1			
77		1	1					
78			1					
79								
80			1					
81					3			
82		1						
83								
84								
85								
86								
87								
88				1				
89								
90		1	1					
91								
92								
93								
94								
95			1					
96								
97				1				
98								
99								
100								
101			1					
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127				1				
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138			1					
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	28	19	19	11	11	5	*
平均給料月額	182,580円	246,839円	342,932円	355,947円	410,373円	437,300円	474,680円	*
平均年齢	25.0歳	33.5歳	44.4歳	42.7歳	50.9歳	52.0歳	55.2歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5			4			
6						
7						
8						
9			8			
10						
11						
12						
13			11	13		
14						
15						
16				2		
17			2			
18						
19						
20				5	2	
21			11		2	
22						
23						
24				4	1	
25		1	7			
26						
27						
28				2	3	
29		8		2		
30					1	
31						
32				3	5	
33					2	
34						
35						
36					1	
37						
38					1	
39						
40					6	1
41						1
42					1	
43						
44					3	2
45				1	1	1
46					2	
47						
48					4	
49					1	
50					1	1
51					3	3
52						

給 号	級	1	2	3	4	5
53						
54					1	
55						1
56					1	1
57						2
58					5	
59						1
60						
61					1	
62					1	
63						1
64					3	
65						1
66						
67					2	1
68					3	
69					1	2
70					1	2
71						
72						1
73						
74						
75						
76						1
77						3
78						
79						
80						
81						
合 計		9	43	32	59	26
平均給料月額		311,778円	363,809円	430,378円	522,846円	585,231円
平均年齢		31.4歳	35.2歳	40.5歳	49.3歳	59.4歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師] (単位:人)
 その他の医療技術職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19	1						
20							
21							
22							
23		1					
24							
25	2						
26		1					
27	8	6					
28		2		1			
29	42	1					
30	1	1					
31	10	5					
32	1	1					
33	48	30					
34	1	3					
35	9	9					
36	1	1		1			
37	63	21				1	
38	2	7		1			
39	6	9	1				
40	1	4					
41	53	28	1				
42	5	10					
43	4	5					1
44	3	7	2				
45	6	21	1			1	
46		4	6			2	
47	4	12	2				
48			1			1	
49	3	5	1			3	
50	1	9	5			1	1
51		4	4			1	1
52		5	4		1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53	1	9	4		1		1
54		10	8	2		2	
55		9	3		2	1	
56		2	3	1		1	
57		8	3	2	1	2	
58		9	3				
59		3	5			1	
60		5	3	1		1	
61	1	6	4	3	1	2	
62	1	4	5	1		1	
63		5	3	1			
64		9	2	2		1	
65	1	9	3	1	2	1	
66		2	6			1	
67		2	2	4			
68		5	6	1	1		
69		6	3	1			
70		5	4	1	2		
71		4	2		1		
72		6					
73		2	4	1	1		
74		5	3	1	1		
75		5	5				
76		3	3	1			
77		4	3	4			
78			2	1			
79		1	2				
80		2	3	1	2		
81		2	3		1		
82		2	6	2			
83		2					
84		3	3				
85		1	2	2	1		
86		3		2			
87			1	1			
88		2	1	1			
89		2	3	2			
90		1	1	2			
91		2		2			
92				1			
93		1	1	1			
94			3	2			
95			1	1			
96			2	1			
97			2	1			
98			1				
99		1	1	1			
100			1	1			
101			1	1			
102			1	1			
103							
104		2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105		1		1			
106			1	1			
107			2	1			
108			1	2			
109							
110				1			
111			2	1			
112							
113							
114			1	1			
115				1			
116				1			
117				2			
118			1	1			
119			1	2			
120			1	2			
121			1				
122			3	2			
123			1	1			
124							
125			1	1			
126				1			
127			3	1			
128							
129				1			
130			1				
131				1			
132				1			
133			1				
134			2				
135							
136							
137			1	1			
138							
139			1				
140							
141							
142							
143							
144							
145			1				
146			1				
147							
148			1				
149			16				
合 計	279	377	203	85	18	24	4
平均給料月額	193,466円	245,093円	349,608円	383,154円	411,689円	435,167円	469,850円
平均年齢	25.0歳	32.7歳	46.6歳	49.3歳	52.5歳	54.2歳	58.8歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給率 (%)	全職員	手当受給職員
			平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,366	39.7	0.8	2.0
行政職給料表(2)	719	53.2	1.0	1.9
医療職給料表(1)	9	45.0	0.9	2.0
医療職給料表(2)	91	17.0	0.3	1.7
大学教育職給料表	11	39.3	0.7	1.8
高等学校教育職給料表	161	50.6	1.0	2.0
義務教育諸学校教育職給料表	1,453	29.0	0.5	1.9
消防職給料表	787	55.9	1.3	2.2
合計	5,597	38.2	0.8	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,096	40.5	0.8	2.0
企業職を含めた総合計	6,693	38.6	0.8	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

扶養親族数	手当受給職員		配偶者	配偶者以外の扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目の扶養親族	2人目の扶養親族		その他の扶養親族	
					うち配偶者が ない職員の 1人目	その他		
1人	2,055	36.7%	727	1,328	215	-	-	2,055
2人	1,988	35.5%	773	1,988	87	1,215	-	3,976
3人	1,204	21.5%	915	1,204	8	1,204	289	3,612
4人	315	5.6%	275	315	1	315	355	1,260
5人	30	0.5%	29	30	0	30	61	150
6人	5	0.1%	5	5	0	5	15	30
合計	5,597	100.0%	2,724	4,870	311	2,769	720	11,083

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

項目	区分	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額		19,898	20,152
全職員平均額		7,607	7,775

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	1,219	20.4	3,436
行政職給料表(2)	140	10.4	1,710
医療職給料表(1)	3	15.0	2,475
医療職給料表(2)	95	17.7	3,036
大学教育職給料表	6	21.4	3,536
高等学校教育職給料表	66	20.8	3,425
義務教育諸学校教育職給料表	1,419	28.3	6,195
消防職給料表	371	26.3	4,348
合 計	3,319	22.7	4,293

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	547	20.2	3,335
企業職を含めた総合計	3,866	22.3	4,144

その2 職員1人当たり平均手当月額 (単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,938	18,593
全職員平均額	4,293	4,144

(注) 住居手当は定額16,500円であるが、旧県費負担教職員については、平成30年3月31日まで上限を22,500円とする経過措置が講じてある。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	701	11.7	83,155	9,769
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	18	90.0	89,456	80,510
医療職給料表(2)	41	7.6	79,217	6,060
大学教育職給料表	2	7.1	86,100	6,150
高等学校教育職給料表	18	5.7	70,133	3,970
義務教育諸学校教育職給料表	322	6.4	70,428	4,524
消防職給料表	68	4.8	80,084	3,868
合 計	1,170	8.0	79,237	6,332
企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	210	7.8	90,175	6,998
企業職を含めた総合計	1,380	8.0	80,902	6,436

第2部 民間給与等の実態

平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 29 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された 519 事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 119 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 372 人（事務・技術関係職種 349 人）、初任給関係以外の調査職種 8,592 人（事務・技術関係職種の調査実人員 7,626 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、74,949 人であり、事務・技術関係職種は 58,292 人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	8	3	4	1
製造業	35	13	19	3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	2	0	0
情報通信業	18	9	7	2
運輸業、郵便業	12	9	1	2
卸売業、小売業	7	4	3	0
金融業、保険業	3	3	0	0
不動産業、 物品賃貸業	3	1	2	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	3	1	2	0
宿泊業、飲食 サービス業	1	0	0	1
生活関連サービ ス業、娯楽業	1	0	1	0
教育、 学習支援業	3	2	1	0
医療、福祉	3	1	2	0
サービス業	5	3	2	0
合計	104	51	44	9

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が15事業所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	項 目	学 歴	規 模 計	企 業 規 模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	205,791	206,239	206,063	200,625
		短大卒	181,087	178,642	184,502	178,000
		高校卒	167,783	167,179	168,524	168,000
	新卒技術者	大学卒	207,805	209,651	207,429	201,438
		短大卒	185,318	183,921	186,131	191,000
		高校卒	169,901	168,993	170,028	180,000
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	206,636	207,469	206,707	201,031
		短大卒	182,777	180,602	185,230	181,250
		高校卒	168,787	167,961	169,349	171,000

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	204,392
	短大卒	178,408
	高校卒	165,068

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	52.3	749,765	8,232	741,532	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	5	52.7	784,480	0	784,480		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	51.7	680,597	24,634	655,963		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	5	55.0	770,785	0	770,785	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	5	55.0	770,785	0	770,785		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	221	53.2	677,890	2,693	675,196	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	178	53.2	693,063	2,054	691,008		
	短 大 卒	10	53.4	624,672	0	624,672		
	高 校 卒	33	53.2	602,061	7,467	594,594		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	260	52.1	661,740	547	661,193	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	大 学 卒	193	52.5	674,583	582	674,002		
	短 大 卒	34	50.2	616,681	0	616,681		
	高 校 卒	33	51.8	628,345	1,010	627,335		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	162	50.3	668,499	4,789	663,710	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	153	50.3	672,880	5,008	667,871			
短 大 卒	5	52.2	628,119	0	628,119			
高 校 卒	4	45.5	476,705	2,500	474,205			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	90	50.7	636,181	1,029	635,152	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	85	50.6	640,012	1,077	638,935			
短 大 卒	4	51.5	528,368	0	528,368			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	669	49.0	551,257	4,767	546,491	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	454	48.6	559,071	4,504	554,567			
短 大 卒	72	48.6	510,088	3,682	506,406			
高 校 卒	142	50.6	541,618	6,378	535,239			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	738	48.9	562,369	5,850	556,519	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	535	48.5	561,445	4,095	557,349			
短 大 卒	77	48.9	542,694	9,059	533,635			
高 校 卒	126	50.9	579,822	13,311	566,511			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

(注) 1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 142	歳 48.3	円 465,405	円 25,789	円 439,616	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	76	47.2	470,628	32,422	438,206		
	短大卒	18	47.0	452,622	11,400	441,222		
	高校卒	48	50.4	462,196	21,017	441,179		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	124	47.3	525,431	58,129	467,302	同上	
	大学卒	82	45.2	516,511	69,318	447,194		
	短大卒	23	50.1	530,175	43,004	487,171		
	高校卒	19	51.8	551,678	36,101	515,577		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	277	43.5	454,867	58,473	396,394	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	163	42.5	459,494	58,118	401,376		
	短大卒	52	45.5	455,894	71,782	384,111		
	高校卒	61	44.9	439,261	47,346	391,916		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	482	46.6	503,678	90,880	412,798	同上	
大学卒	276	45.9	488,492	85,116	403,376			
短大卒	99	47.8	512,194	105,011	407,184			
高校卒	102	47.6	553,948	92,512	461,436			
中学卒	5	57.8	600,643	138,990	461,653			
事務主任	494	42.3	418,138	36,707	381,431	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	334	41.0	417,867	29,765	388,102			
短大卒	61	43.9	382,374	36,240	346,134			
高校卒	97	47.6	442,852	70,241	372,611			
中学卒	2	57.5	472,318	81,473	390,845			
技術主任	682	42.0	433,364	59,697	373,667	同上		
大学卒	478	40.6	426,805	53,428	373,377			
短大卒	101	46.6	427,141	68,793	358,348			
高校卒	93	47.1	488,212	97,396	390,816			
中学卒	10	57.4	549,470	128,340	421,129			
事務係員	1,278	37.1	326,927	42,409	284,518	同上		
大学卒	698	33.4	332,009	45,419	286,590			
短大卒	260	39.7	312,298	34,529	277,769			
高校卒	318	42.5	328,343	42,515	285,829			
中学卒	2	39.0	364,637	75,787	288,850			
技術係員	1,994	35.6	362,163	68,232	293,931	同上		
大学卒	1,183	33.2	357,151	64,541	292,610			
短大卒	310	36.1	357,326	71,006	286,320			
高校卒	495	40.8	375,950	75,162	300,788			
中学卒	6	52.8	394,615	65,864	328,751			

(注)4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
職 種	職 種	人	歳	円	円	円		
		事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	7	52.0	748,270	10,059	738,212
大学卒	4		52.2	794,972	0	794,972		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	3		51.7	680,597	24,634	655,963		
中学校卒	-		-	-	-	-		
工場長	4		53.5	847,037	0	847,037	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	4		53.5	847,037	0	847,037		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	-		-	-	-	-		
中学校卒	-		-	-	-	-		
事務部長	137		53.5	730,468	3,877	726,591	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
大学卒	118		53.6	739,748	2,777	736,971		
短大卒	4		51.0	718,768	0	718,768		
高校卒	15		53.2	648,243	15,059	633,183		
中学校卒	-		-	-	-	-		
技術部長	190		52.3	681,363	213	681,149	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上
大学卒	158		52.6	682,309	257	682,053		
短大卒	22		50.3	648,347	0	648,347		
高校卒	10	52.7	766,307	0	766,307			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	152	50.4	675,330	3,434	671,896	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	148	50.4	676,603	3,556	673,046			
短大卒	4	52.5	639,655	0	639,655			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	80	50.6	637,263	1,091	636,172	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	78	50.6	638,684	1,121	637,563			
短大卒	2	49.5	585,460	0	585,460			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	479	49.0	572,300	4,085	568,214	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 6級	
大学卒	333	48.6	577,966	3,808	574,158			
短大卒	42	48.2	536,915	4,838	532,077			
高校卒	103	50.9	564,099	4,968	559,131			
中学校卒	*	*	*	*	*			
技術課長	496	48.9	577,298	4,194	573,104	上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	391	48.6	571,271	2,619	568,653			
短大卒	39	49.2	576,247	4,340	571,907			
高校卒	66	50.8	623,959	16,116	607,844			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	88	48.8	512,013	31,785	480,228	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級	
	大学卒	51	47.6	513,033	34,973	478,060			
	短大卒	9	48.5	494,356	16,316	478,040			
	高校卒	28	51.2	515,986	30,944	485,043			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	104	47.7	534,923	59,383	475,540			同上
	大学卒	72	45.7	527,719	70,686	457,033			
	短大卒	18	51.0	548,183	43,805	504,378			
	高校卒	14	51.2	546,388	34,898	511,489			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	216	43.3	463,539	60,212	403,327	係の長及び係長級 専門職	同上	
	大学卒	135	42.3	464,235	59,779	404,456			
	短大卒	34	44.9	477,573	76,713	400,861			
	高校卒	46	45.0	449,391	47,647	401,743			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	技術係長	335	47.1	521,121	97,173	423,948	同上		
	大学卒	209	46.5	502,484	90,027	412,457			
	短大卒	53	48.5	540,110	117,704	422,407			
高校卒	68	47.5	594,407	103,037	491,370				
中学卒	5	57.8	600,643	138,990	461,653				
事務主任	381	42.1	423,155	34,759	388,396	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 3級		
大学卒	269	40.7	420,121	26,599	393,522				
短大卒	42	43.8	393,123	40,453	352,670				
高校卒	68	48.3	460,121	75,863	384,258				
中学卒	2	57.5	472,318	81,473	390,845				
技術主任	470	42.2	439,916	60,790	379,125	同上			
大学卒	340	40.7	430,359	53,160	377,199				
短大卒	47	48.8	449,020	79,190	369,831				
高校卒	73	47.3	504,389	103,148	401,241				
中学卒	10	57.4	549,470	128,340	421,129				
事務係員	802	37.1	331,460	45,678	285,782	行政職(1) 1級、2級			
大学卒	432	32.8	340,677	51,485	289,192				
短大卒	161	39.7	312,232	35,875	276,357				
高校卒	208	43.3	329,089	42,118	286,971				
中学卒	*	*	*	*	*				
技術係員	1,162	35.1	366,682	73,555	293,128	同上			
大学卒	731	32.7	364,839	69,339	295,499				
短大卒	158	35.8	363,282	77,834	285,448				
高校卒	270	41.2	373,231	82,849	290,382				
中学卒	3	55.5	401,603	53,406	348,197				

3 規模100人以上500人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	72	52.3	575,103	53	575,050	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	55	51.9	580,239	69	580,170		
	短大卒	4	54.6	581,385	0	581,385		
	高校卒	13	53.4	551,331	0	551,331		
技術部長	64	51.5	592,172	1,849	590,323	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
大学卒	34	52.1	625,590	2,512	623,078			
短大卒	12	50.2	533,350	0	533,350			
高校卒	18	51.2	568,044	1,803	566,241			
事務部次長	10	46.5	479,410	42,320	437,090	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 6級	
大学卒	5	46.8	473,840	82,640	391,200			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	45.5	476,705	2,500	474,205			
技術部次長	10	52.2	618,231	0	618,231	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大学卒	7	50.9	672,167	0	672,167			
短大卒	2	55.5	414,544	0	414,544			
高校卒	*	*	*	*	*			
事務課長	168	48.6	476,313	7,437	468,875	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	112	48.2	478,305	7,972	470,333			
短大卒	26	49.1	463,443	1,228	462,214			
高校卒	30	49.4	479,715	10,615	469,100			
技術課長	221	48.7	511,537	11,725	499,812	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	132	47.5	514,442	10,855	503,587			
短大卒	36	48.5	486,277	16,966	469,310			
高校卒	53	51.5	520,553	10,502	510,051			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 51	歳 47.3	円 404,867	円 18,007	円 386,860	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級	
	大学卒	24	46.5	398,604	27,780	370,824			
	短大卒	9	45.8	417,328	7,243	410,085			
	高校卒	18	49.1	406,778	10,984	395,794		課長に直属し部下4人以上を有する者	同上
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	20	45.0	463,454	49,939	413,515			
	大学卒	10	40.9	429,568	58,699	370,869		職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	短大卒	5	44.5	424,876	38,318	386,558			
	高校卒	5	54.6	575,192	41,446	533,746			
	中学卒	-	-	-	-	-		係の長及び係長級専門職	同上
	事務係長	60	45.0	406,268	48,006	358,262			
	大学卒	28	43.6	422,530	45,171	377,358			
	短大卒	18	47.4	387,076	56,132	330,945		係の長及び係長級専門職	同上
	高校卒	14	44.6	396,412	43,986	352,425			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	139	44.9	441,641	67,609	374,033		係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	64	42.1	411,207	58,736	352,471			
	短大卒	44	46.7	455,480	76,811	378,669			
高校卒	31	48.3	484,740	72,508	412,231	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級		
中学卒	-	-	-	-	-				
事務主任	105	43.6	388,323	48,189	340,135				
大学卒	62	43.0	399,903	53,527	346,376	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
短大卒	16	44.1	341,168	17,429	323,739				
高校卒	27	45.0	386,905	52,583	334,322				
中学卒	-	-	-	-	-	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
技術主任	202	40.7	391,827	51,815	340,012				
大学卒	136	40.1	400,247	54,508	345,740				
短大卒	49	40.7	370,288	41,118	329,170	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
高校卒	17	45.4	376,662	57,863	318,799				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係員	423	36.6	310,393	33,866	276,527	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
大学卒	246	34.5	308,273	31,369	276,903				
短大卒	86	39.8	312,853	30,894	281,958				
高校卒	90	39.1	312,752	42,325	270,427	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
中学卒	*	*	*	*	*				
技術係員	717	36.9	353,376	56,165	297,211				
大学卒	404	34.8	336,562	52,694	283,868	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
短大卒	133	36.6	348,333	57,497	290,836				
高校卒	177	40.5	384,505	61,009	323,496				
中学卒	3	49.1	385,495	82,124	303,371	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		

4 規模100人未満

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
職 種	職 種	人	歳	円	円	円		
		事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-
大学卒	-		-	-	-	-		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	-		-	-	-	-		
工場長	-		-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
大学卒	-		-	-	-	-		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	-		-	-	-	-		
事務部長	12		54.0	554,147	1,958	552,188	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
大学卒	5		54.4	539,875	2,400	537,475		
短大卒	2		56.0	512,531	0	512,531		
高校卒	5		52.8	585,065	2,300	582,765		
技術部長	6	51.2	614,303	0	614,303	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	5	52.6	577,082	0	577,082			
事務部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	22	50.6	464,277	5,564	458,712	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	9	49.7	483,156	667	482,489			
短大卒	4	52.0	458,388	4,500	453,888			
高校卒	9	50.9	448,015	10,935	437,080			
技術課長	21	48.5	545,425	4,849	540,576	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	12	49.6	557,754	8,485	549,269			
短大卒	2	47.0	610,944	0	610,944			
高校卒	7	47.0	505,568	0	505,568			
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	3	50.3	372,150	13,676	358,474	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	53.5	379,711	3,807	375,905	課長に直属し部下4人以上を有する者	同上
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-	中間職(課長一係長間)	同上
	事務係長	*	*	*	*	*		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職	同上
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	8	41.3	407,386	75,073	332,313	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	3	43.3	402,292	35,459	366,833		
	短大卒	2	35.5	419,465	129,465	290,000		
高校卒	3	43.0	404,427	78,427	326,000			
中学卒	-	-	-	-	-	係長等のいる事業所における主任	行政職(1) 1級、2級	
事務主任	8	44.8	363,190	59,395	303,794			
大学卒	3	43.7	392,635	101,313	291,322			
短大卒	3	43.7	344,277	36,693	307,584			
高校卒	2	48.0	347,389	30,572	316,818	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	同上	
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	10	46.7	429,628	84,935	344,693			
大学卒	2	45.0	479,428	137,799	341,629	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	同上	
短大卒	5	46.8	417,455	72,134	345,321			
高校卒	3	47.7	416,716	71,027	345,689			
中学卒	-	-	-	-	-	中間職(係長一係員間)	同上	
事務係員	53	43.0	362,813	38,157	324,656			
大学卒	20	40.2	362,102	30,203	331,898			
短大卒	13	40.6	309,770	30,779	278,990	同上	同上	
高校卒	20	47.0	395,461	49,857	345,604			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	115	36.1	344,135	63,032	281,103	同上	同上	
大学卒	48	35.0	333,408	37,383	296,025			
短大卒	19	35.2	347,414	89,411	258,003			
高校卒	48	37.5	352,524	75,501	277,023			
中学卒	-	-	-	-	-			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	10	52.2	535,351	10,947	524,405	
教育 関係 職種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	5	60.4	767,040	0	767,040	
	大学学部長	2	61.0	911,050	0	911,050	
	大学教授	66	61.0	732,465	0	732,465	
	大学准教授	51	47.1	591,123	0	591,123	
	大学講師	38	41.5	510,557	0	510,557	
	大学助教	15	40.1	345,757	0	345,757	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹 教諭 高等学校指導 教諭 高等学校教諭	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究所長	11	53.4	906,103	0	906,103	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	101	51.3	657,744	240	657,504	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	88	48.5	611,683	3,606	608,077	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	155	45.8	546,639	71,903	474,736	下記研究員より上位の者
	研究員	168	37.2	426,313	64,104	362,209	
	研究補助員	39	34.9	356,612	50,985	305,627	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医療 関係 職種	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	3	58.0	1,512,947	0	1,512,947	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	10	50.1	1,433,330	1,000	1,432,330	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	20	35.8	1,231,349	0	1,231,349	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	14	30.2	324,623	21,428	303,195	
	診療放射線技師	14	30.1	349,454	12,954	336,500	
	臨床検査技師	16	27.6	262,281	9,363	252,918	
	栄養士	9	37.2	252,125	3,361	248,765	
	理学療法士	16	31.4	267,092	7,707	259,385	
	作業療法士	8	30.6	247,896	2,146	245,751	
	総看護師長	2	59.0	586,280	3,962	582,318	部下に看護師長5人以上
	看護師長	15	43.5	459,500	1,169	458,331	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	64	32.0	369,639	87,067	282,572	
	准看護師	24	47.6	336,076	53,538	282,539	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	40.7	(37.3)	
高校卒	9.2	(46.5)	(53.5)	-	90.8

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	83.0
制 度 なし	17.0

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	14,383
配偶者と子1人	21,011 (6,628)
配偶者と子2人	26,999 (5,988)

- (注) 1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	配 偶 者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	75.5
借家・借間居住者に支給	(93.1)
自宅居住者に支給	(74.1)
自社保有社宅居住者に支給	(1.0)
借上げ社宅居住者に支給	(5.5)
その他	(0.0)
非 支 給	24.5

(注) ()内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		項 目	
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	414,395	310,113
	上半期(A2)	417,236	316,305
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	922,532	595,070
	上半期(B2)	935,709	543,285
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.23 月分	1.92 月分
	上半期(B2/A2)	2.24 月分	1.72 月分
年 間 の 平 均		4.39 月分	

(注) 1 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは平成29年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月分である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	40.2	17.7	-	42.1
課 長 級	24.4	13.9	-	61.8

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		99.0	99.0	11.8	9.3	77.9	-	1.0
課長級		81.0	81.0	8.1	3.0	69.9	-	19.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目	昇給制度 あり	昇給制度あり			昇給制度 なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員		99.2	(29.2)	(87.1)	(77.2)	0.8
課長級		83.5	(27.7)	(87.5)	(71.6)	16.5

(注) ()内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
		係員	51.7
課長級	42.0	58.0	
部長級	39.5	60.5	

第3部 労働経済指標

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成29年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,890	50,930	59,630	68,340	77,030
住居関係費	49,580	61,190	52,250	43,310	34,360
被服・履物費	2,970	7,450	9,700	11,950	14,200
雑費 I	36,540	49,390	68,060	86,740	105,410
雑費 II	6,500	18,940	20,530	22,130	23,720
計	124,480	187,900	210,170	232,470	254,720

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成29年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第22表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	平成28年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	293.8	287.5	290.3	290.1
				前年同月比	%	0.5	0.3	0.0	0.3
		うち所定内給与	金額	千円	267.6	263.0	265.7	265.5	
			前年同月比	%	0.4	0.1	0.1	0.4	
		総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	153.8	142.7	154.0
	うち所定外労働時間数			時間数	時間	13.3	12.2	12.5	12.5
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	305.9	299.0	300.6	301.9
				前年同月比	%	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5	0.3
		うち所定内給与	金額	千円	279.3	273.1	275.5	276.4	
			前年同月比	%	0.1	△ 0.5	0.1	0.9	
総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	152.0	140.5	148.6	149.1	
うち所定外労働時間数			時間数	時間	13.7	12.8	12.5	13.1	
生計費	家計調査(総務省) (二人以上の世帯) 消費支出	全 国	金額	千円	298.5	281.8	261.5	278.1	
			前年同月比	%	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7	△ 0.9	
		川 崎 市	金額	千円	270.9	316.4	344.3	315.4	
			前年同月比	%	△ 2.4	15.8	24.8	8.0	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	
		川 崎 市	前年同月比	%	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5	△ 4.2	
雇 用・生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	0.8	0.8	0.9	0.8
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	1.33	1.35	1.36	1.37	
		川 崎 市		倍	0.85	0.79	0.85	0.87	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	△ 3.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 4.2
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	△ 3.0	0.7	△ 2.5	△ 2.3	

8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月
288.3	289.1	291.0	290.7	290.7	288.1	289.3	291.4	295.0
0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3
264.3	265.0	265.6	265.1	264.9	263.4	264.1	266.1	268.9
0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6
145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1
11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2
300.0	301.3	302.4	302.3	303.2	297.8	301.9	307.0	307.1
0.0	0.4	△ 0.5	0.2	0.6	0.3	1.6	0.9	0.4
274.8	276.4	275.7	275.1	276.0	271.0	276.0	279.7	279.2
0.3	0.6	△ 0.3	0.3	1.0	0.1	1.9	1.2	0.0
139.9	144.0	144.7	147.3	144.6	134.1	143.3	146.3	150.7
12.3	12.6	13.1	13.4	13.6	12.4	12.3	13.4	13.1
276.3	267.1	282.0	270.8	318.5	279.2	260.6	297.9	295.9
△ 5.1	△ 2.6	△ 0.2	△ 0.9	0.1	△ 0.6	△ 3.4	△ 1.0	△ 0.9
310.1	286.9	303.8	257.2	352.4	357.8	276.9	288.0	309.1
△ 2.3	△ 10.6	△ 2.3	△ 31.2	2.5	9.0	2.0	△ 17.2	14.1
△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4
△ 0.5	△ 0.5	0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	0.0	0.4
△ 3.8	△ 3.3	△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1
0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.6
1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48
0.91	0.93	0.95	0.98	1.00	0.95	0.97	0.96	0.86
4.5	1.5	△ 1.2	4.4	3.1	3.2	4.7	3.5	5.7
4.6	0.0	△ 1.7	3.7	1.3	3.9	3.5	4.3	5.2